

文京区 障害者計画

(最終案)

平成24年1月
文京区

(表紙裏)

も く じ



第1章 計画の改定に当たって.....	1
第1節 計画改定の背景及び趣旨.....	1
第2節 計画の性格・位置づけ.....	2
第3節 計画の構成.....	3
第4節 計画の期間.....	4
第5節 計画改定の検討体制.....	4
第5節 計画改定の検討体制.....	5
第2章 地域福祉保健計画の考え方.....	6
第1節 基本理念.....	6
第2節 基本目標.....	7
第3章 障害者・障害児を取り巻く現状と課題.....	8
第1節 障害者・障害児の人数.....	8
第2節 地域生活の現状と課題.....	11
第3節 重点課題.....	28
第4章 障害者計画の目標と体系.....	30
第1節 障害者計画の目標.....	30
第2節 体系図.....	30
第5章 計画事業.....	35
第1節 自立に向けた地域生活への支援.....	35
第2節 相談支援と権利擁護の充実.....	53
第3節 障害者が当たり前に関われる就労支援.....	59
第4節 子どもの育ちと家庭の安心への支援.....	67
第5節 ひとにやさしいまちづくりの推進.....	81

(もくじ裏)

第1章 計画の改定に当たって

第1節 計画改定の背景及び趣旨



- わが国では、ノーマライゼーション^{※1}の理念のもと、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加を目的に施策が講じられてきました。
- 本区では、障害者基本法に基づく「障害者計画」を策定するとともに、平成18年からは、障害者自立支援法の施行に伴い、日常生活支援をはじめとする様々な障害福祉サービスの充実に取り組んできています。
- しかし、平成22年12月には、障害者自立支援法や児童福祉法等を一括して改正する法律が成立し、発達障害が障害者自立支援法上の障害者とされました。
また、障害者福祉制度の改革の工程が具体的に示され、障害者自立支援法については平成25年8月までの廃止と、障害者総合福祉法の施行、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の法案提出が予定されています。
- 平成23年6月には、障害のある人に対する虐待を防ぐため、虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けることなどを盛り込んだ障害者虐待防止法が成立し、平成24年10月から施行されます。
- 国においては、障害者の権利に関する条約の批准に向け、国内法の整備に取り組んでいます。今後ノーマライゼーション、合理的配慮^{※2}、インクルーシブ^{※3}の考えを踏まえ、障害のある人を地域で包み込み、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。

※1 ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

※2 合理的配慮

障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。
例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

※3 (ソーシャルインクルージョン)インクルーシブ

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

第2節 計画の性格・位置づけ



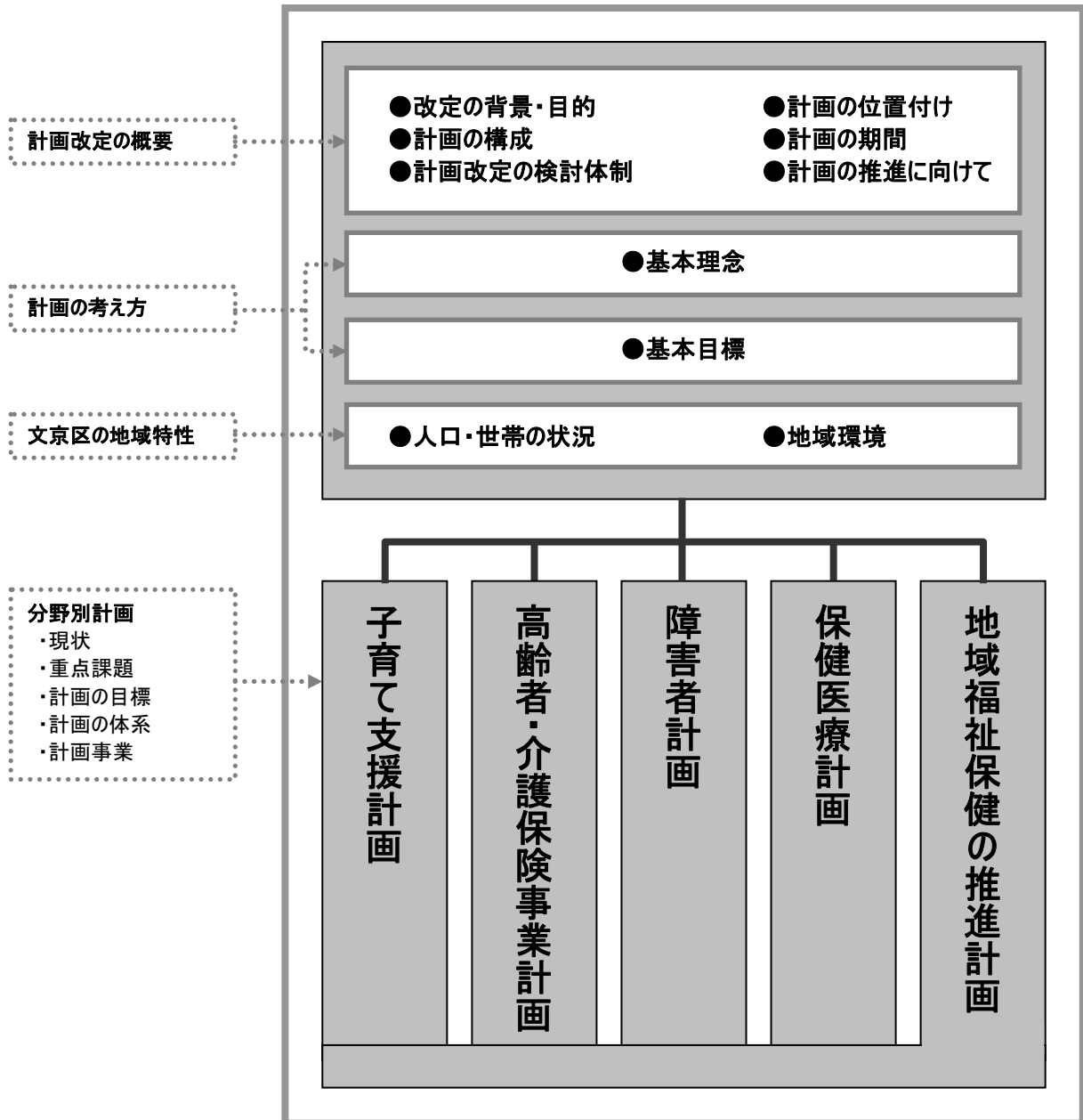
- 本計画は、「文京区基本構想」に基づき、その基本理念、将来像等を踏まえて策定する、本区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画である文京区地域福祉保健計画の分野別計画の一つです。
- また、障害者基本法に基づく「障害者計画」と、障害者自立支援法に基づく「障害福祉計画」を一体的に策定した計画で、区の障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。
- そして、「文京区都市計画マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

	法的な位置づけ	計画の性格	策定の内容
文京区障害者計画	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	障害者施策の基本計画	障害者施策の基本的な方向性
	障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	基本計画を具体化する事業計画	障害者自立支援法の各種サービス（施設通所、ホームヘルプ、短期入所等）の需要見込量や達成目標 障害者計画で示した基本的な方向性を具体化するための施策や事業

第3節 計画の構成



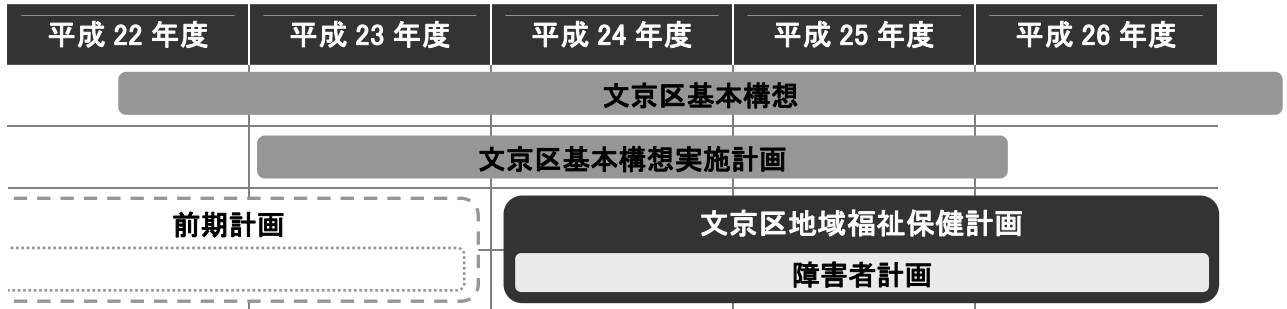
- 本計画は、文京区地域福祉保健計画全般に係る考え方、基本理念及び基本目標等を取りまとめた総論部分と、障害者を主として対象者ごとに設定した分野別の固有部分で構成されています。



第4節 計画の期間



- 本計画は、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。ただし、国の動向や社会情勢が変化した場合、本計画を見直す等、その変化に柔軟に対応していきます。



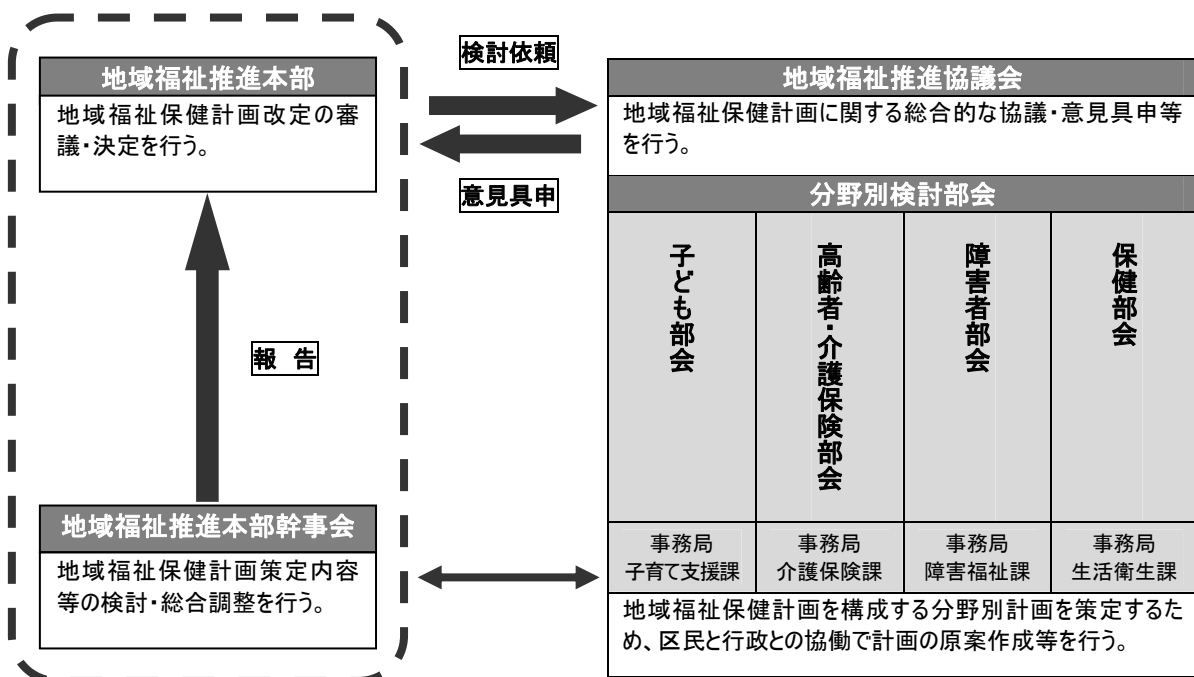
第5節 計画改定の検討体制



(1) 区民参加の検討体制

- 本計画の改定に当たっては、学識経験者、福祉保健関係団体の代表者、公募区民等で構成する地域福祉推進協議会及びその下部組織である障害者部会における検討を踏まえて、改定を行いました。
- なお、これらの会議はすべて公開とし、広く区民に開かれた審議を行いました。
- また、計画の検討経過をホームページ等で公表するとともに、「中間のまとめ」について、パブリックコメント（区民意見公募）の実施や区民説明会の開催により、区民の意見・要望を十分に把握し、計画への反映を図りました。

(2) 全庁的な検討体制



第6節 計画の推進に向けて



(1) 計画の進行管理

- 本計画を着実かつ効果的に実施していくため、継続的な事業の点検・評価を行うとともに、不断の見直しを図り、実効的な事業展開に結び付けていきます。
また、区民、学識経験者等で構成される地域福祉推進協議会において、区民等の意見を検討・反映させながら、進行管理を行っていきます。

(2) 庁内体制

- 地域福祉保健の推進に当たっては、区の庁内組織である地域福祉推進本部において、計画の進捗状況を集約し、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を総合的及び体系的に推進していきます。

第2章 地域福祉保健計画の考え方

文京区基本構想に掲げる「みんなが主役のまち」「文の京」らしさのあふれるまち「だれもがいきいきと暮らせるまち」の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて、地域福祉保健を推進していきます。

第1節 基本理念



○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

だれもが、ノーマライゼーションの理念に基づき、主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

○男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。



- **だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。**
- **だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。**

第3章 障害者・障害児を取り巻く現状と課題

第1節 障害者・障害児の人数

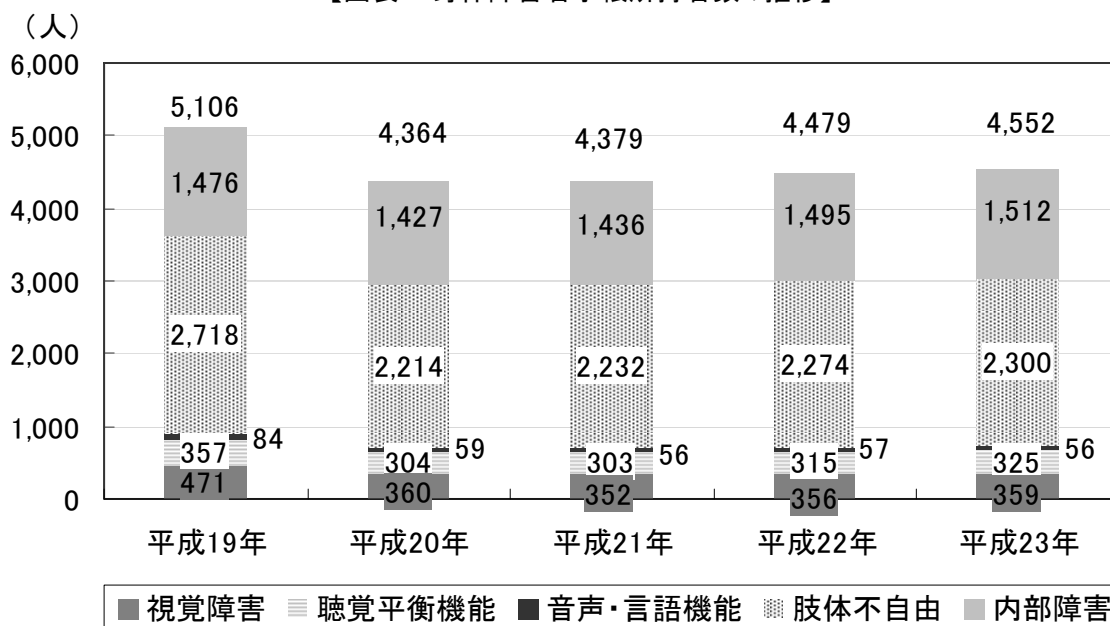


本区の障害者、障害児の数は、平成23年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が4,552人、愛の手帳所持者（知的障害者）が761人、精神障害者保健福祉手帳所持者が677人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部疾患で全体の83.7%を占め、愛の手帳では、3度（中度）と4度（軽度）で全体の68.2%を占めています。

(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者は、平成23年4月1日現在、4,552人です。3年前の平成20年と比較すると4.3%の増加となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部疾患で全体の83.7%を占めています。身体障害者手帳所持者のうち、1（最重度）・2級の手帳所持者の割合は、全体の47.5%で約半数を占めています。身体障害を年齢でとらえると、65歳以上の高齢者が約3分の2を占めており（63.9%）、人口全体の高齢化率と比べると障害者の高齢化が進んでいます。

【図表1：身体障害者手帳所持者数の推移】

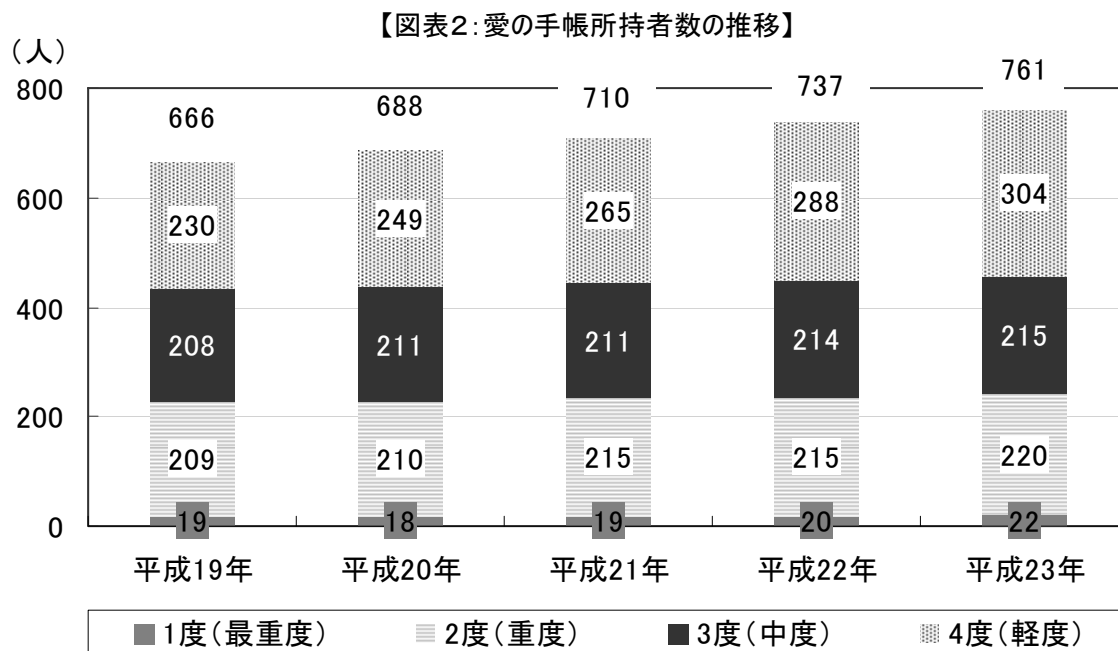


（各年4月1日現在）

※身体障害者手帳所持者数は、平成20年から新電算システム稼働に伴い、住民基本台帳のデータにより算出しました。これまでの手帳所持者数は、手作業により集計していたため、重複障害者の二重計上や転出・死亡等の届出のない者の未削除等があり、実数を上回っていました。

(2) 愛の手帳所持者数

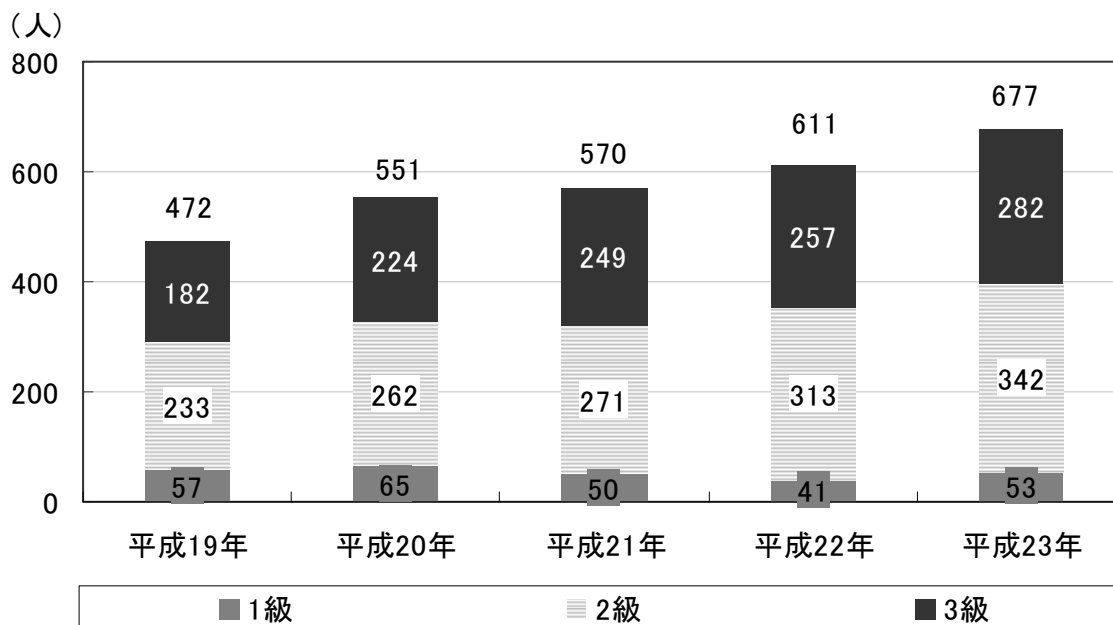
愛の手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、761 人です。4 年前の平成 19 年と比較すると 14.3% の増加となっています。数、割合とも 4 度（軽度）の増加が顕著です（74 人、32.2% 増）。3 度（中度）と 4 度（軽度）で全体の 68.2% を占めています。



(3) 精神障害者保健福祉手帳交付数

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 23 年 4 月 1 日現在、677 人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者を平成 19 年と比較すると、43.4%増加しています。障害者自立支援法による自立支援医療（精神通院）の利用者は、平成 23 年 4 月 1 日現在 1,712 人で、平成 19 年の利用者（1,224 人）と比較すると 39.9%の増加となっています。

【図表3：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

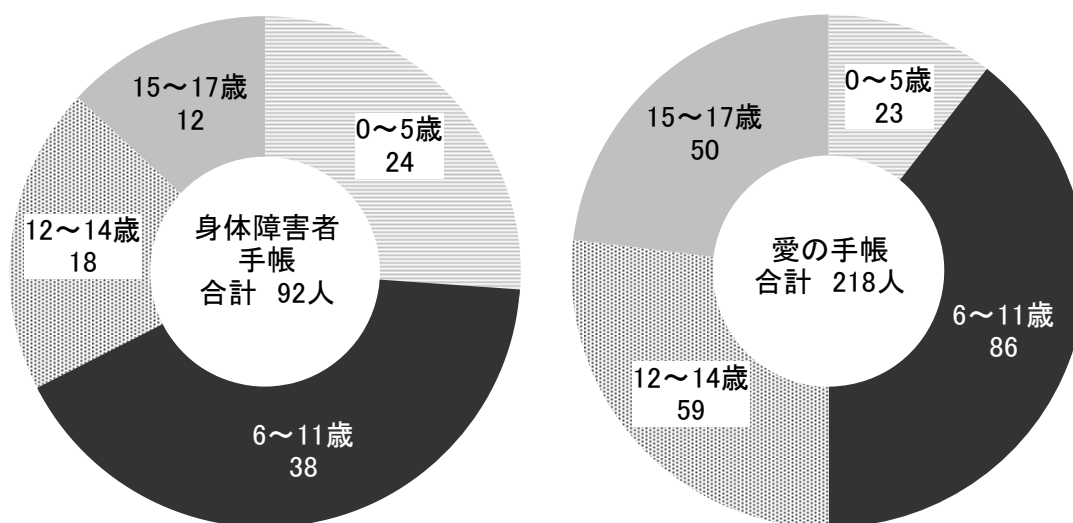


(各年4月1日現在)

(4) 障害児の年齢別手帳所持者数

障害児の年齢別手帳所持者数は、平成 23 年 4 月 1 日現在、下表のとおりとなっています。

【図表4：障害児の年齢別手帳所持者数(平成 23 年 4 月 1 日現在)】



第2節 地域生活の現状と課題

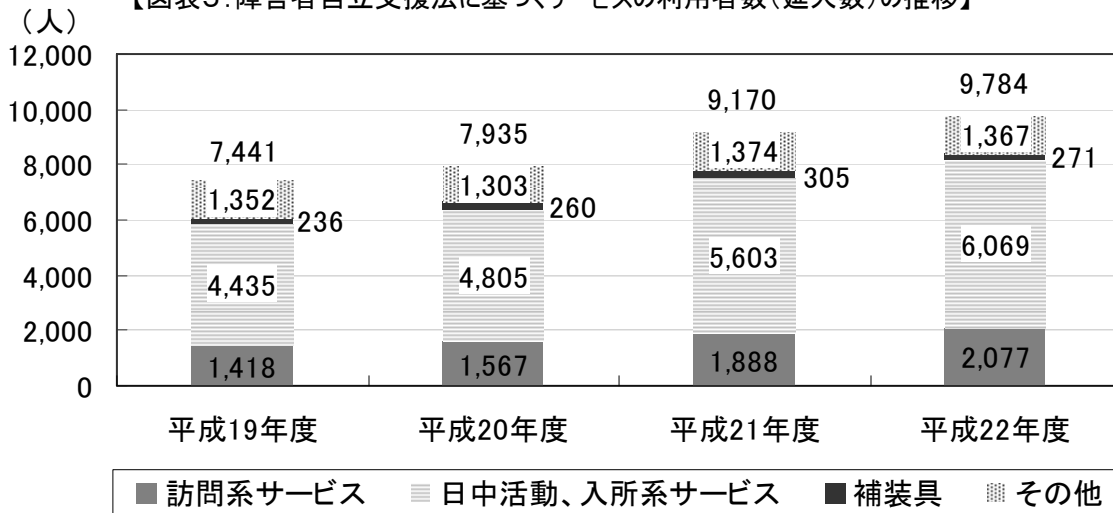


(1) 自立に向けた地域生活への支援

○障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数

障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数は、事業開始当初より漸増し、平成19年度から平成22年度の4年間で31.5%増加しており、平成23年度はさらに増加する見込みです。

【図表5: 障害者自立支援法に基づくサービスの利用者数(延人数)の推移】



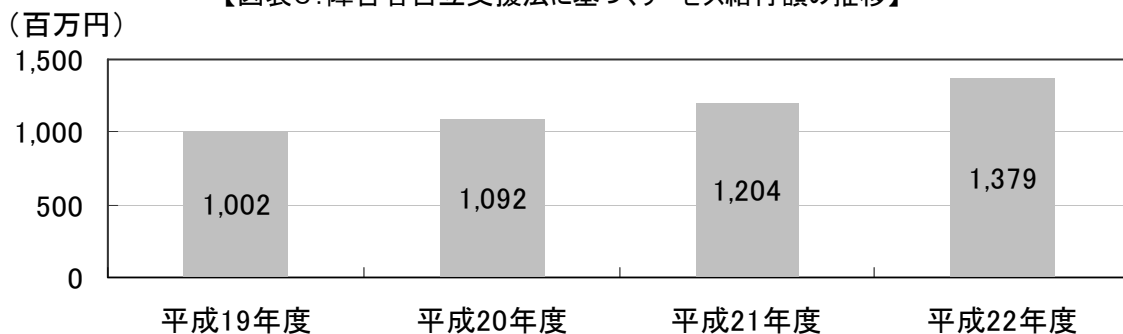
(各年度末現在)

- 訪問系サービス：居宅介護、重度訪問介護、行動援護等
- 日中活動、入所系サービス：生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童デイサービス、短期入所、療養介護、ケアホーム、グループホーム、施設入所支援等
- その他：サービス利用計画、高額障害福祉サービス、特定障害者特別給付費等

○障害者自立支援法に基づく給付額

障害者自立支援法に基づくサービスの給付額についても、事業開始当初より漸増し、平成19年度から平成22年度の4年間で37.6%増加しており、平成22年度は13億円を超えています。

【図表6: 障害者自立支援法に基づくサービス給付額の推移】



(各年度末現在)

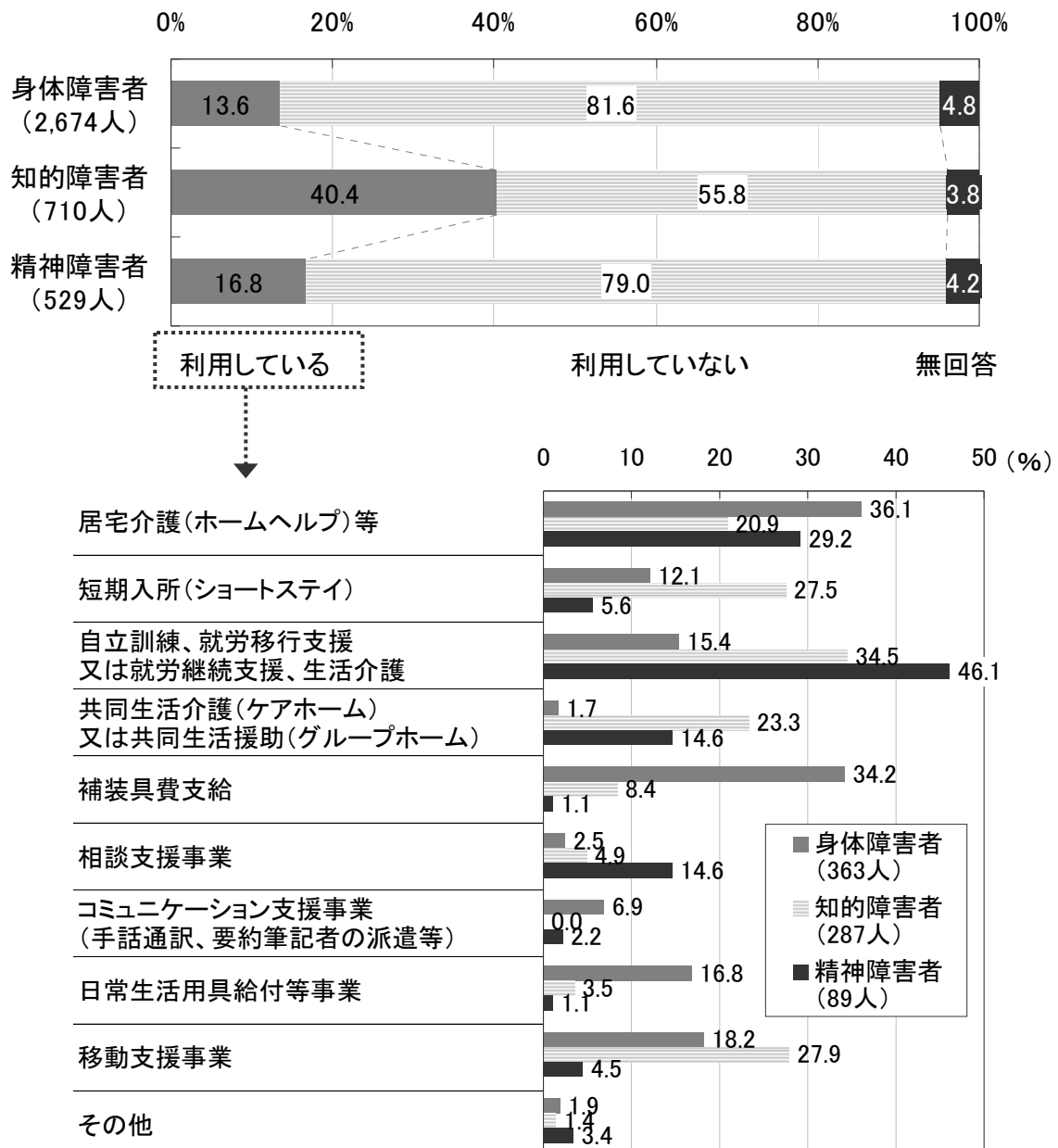
※障害福祉サービス費、高額障害福祉サービス費、自立支援医療費、補装具費、地域生活支援事業費の決算額です。

○都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

東京都の調査によると、過去一年間で障害者自立支援法による障害福祉サービスを利用した割合は、知的障害者が40.4%、身体障害者と精神障害者はそれぞれ13.6%、16.8%であり、知的障害者のサービス利用の傾向が高くなっています。

また、利用内容で最も割合が高かったのは、身体障害者では居宅介護、知的障害者と精神障害者は、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援、生活介護となっています。

【図表7：障害者自立支援法による障害福祉サービスの利用状況】

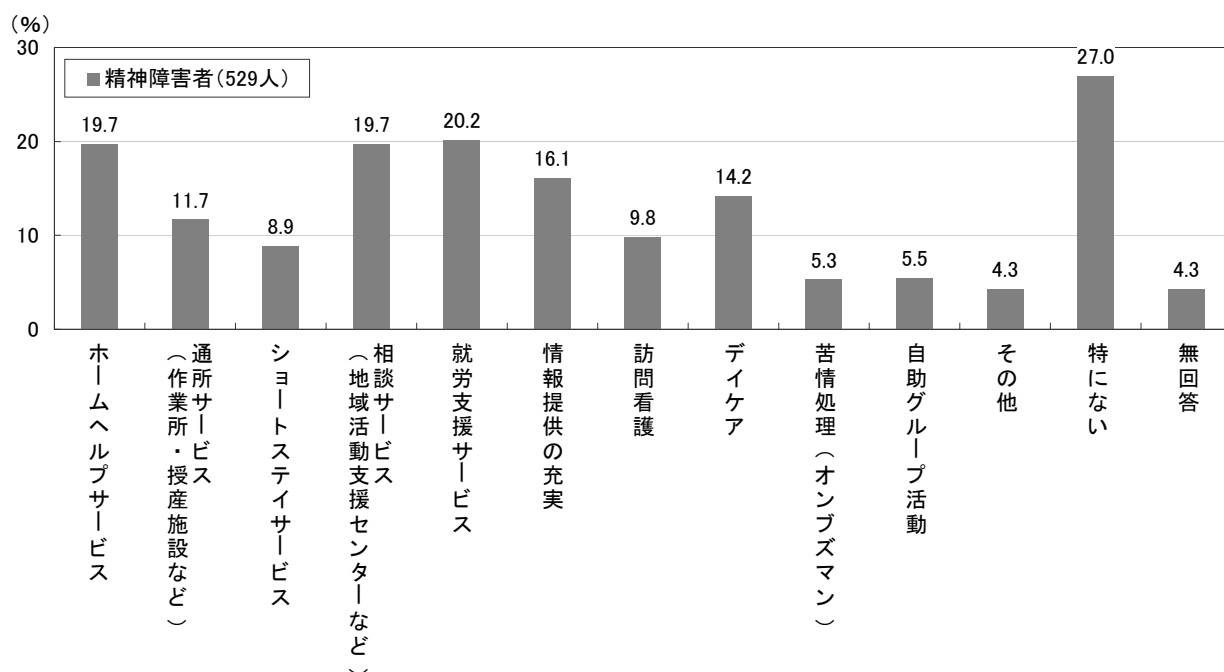
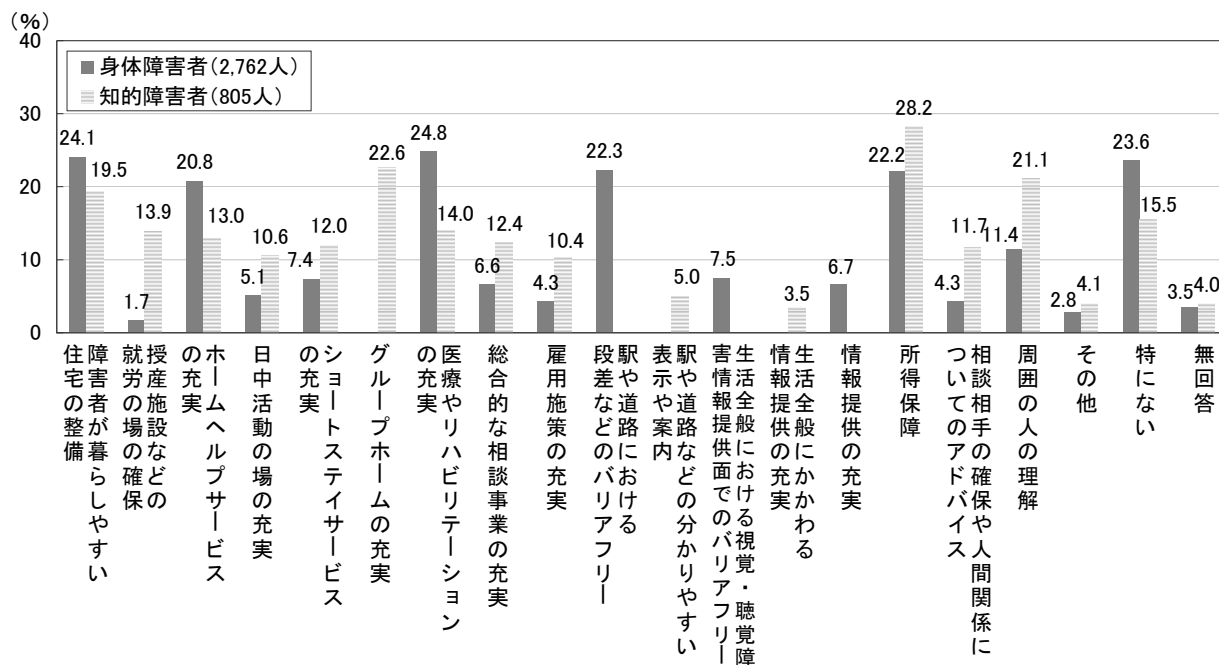


(注)「居宅介護等」には、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を含む。

資料：平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

生活に必要な福祉サービス等についての意向は、東京都の調査によると、身体障害では医療やリハビリテーションの充実が高く、知的障害では所得補償の割合が高いことに加え、グループホームの充実の割合の増加が5年前の調査より 2.2 ポイント増加しています。精神障害では就労支援サービスの割合が最も高くなっています。

【図表8: 生活に必要な福祉サービス等】



資料: 平成 20 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

ヒアリング調査*における日常生活支援サービスの主な意向と課題

【意向】

- ホームヘルパーへの満足度は高い。買い物や夜間の病気への対応、重度の知的障害者への支援、精神障害者への支援の充実を求める意見があった。また、費用の負担軽減への要望もみられる。
- 介助者の高齢化や親なき後の自立のためにも居宅介護の要望がある。
- 移動と居宅介護のパッケージによる提供も望んでいる。
- 短期保護については、施設の充実への期待が強い。また、制度利用要件の拡大や、より柔軟な運用への希望も出された。
- ショートステイは即時に入所できることが望まれている。
- 本人の生活能力の向上につながるような支援のあり方への要望も見られる。

【課題】

- 障害者が自立した社会生活を送ることが可能となる、個別のニーズとライフステージに応じたサービスの質・量の確保。
- 3障害共通して、短期保護・ショートステイの拡充。
- 精神障害に係る支援の拡充。

* 文京区に行ったヒアリング調査について

文京区障害者計画改定の基礎資料とするため、区内の障害者施設の利用者やその保護者、障害者団体等を対象にヒアリング調査を実施しました。

【調査期間】

実施時期 平成 23 年 5 月 19 日(木) ～ 平成 23 年 6 月 7 日(火)

【ヒアリング方法】

通所施設は、各施設を訪問し行い、各団体等はシビックセンター内会議室でヒアリングを行った。

【調査対象等】

調査対象	施設・団体：29 団体
人数実績	当事者：延 192 人
	保護者：延 170 人

この調査結果をもとに、当事者の意向や課題を把握し、計画改定に生かしています。

○生活の場の確保について

身体障害者、知的障害者、精神障害者共通して、ケアホーム・グループホーム整備の要望が高くなっています。その中でも身体障害、知的障害者の保護者からは、入所施設を含めて整備への強い要望があります。

平成 23 年 4 月 1 日現在の施設等入所者数は、下表のとおりとなっています。

【図表9:施設等入所者数(平成 23 年4月1日現在)】

		都内	都外	合計
身体障害者	施設入所支援	7	9	16
	旧法入所療護施設	0	3	3
	計	7	12	19
知的障害者	施設入所支援	35	42	77
	ケアホーム	17	14	31
	グループホーム	9	4	13
	旧法入所更生施設	2	6	8
	旧法入所授産施設	0	6	6
	計	63	72	135
精神障害者	グループホーム	17	2	19
	宿泊型自立訓練	1	0	1
	計	18	2	20
合計		88	86	174

※旧体系施設（障害者自立支援法による体系以前の施設）については、平成 24 年 3 月 31 日ですべて新体系（施設入所支援、グループホーム、ケアホーム）に移行する予定です。

ヒアリング調査における生活の場についての主な意向と課題

【意向】

- 身体障害者、知的障害者等ケアホーム・グループホームへの要望が高く、親なきあとの住家として施設整備を強く望んでいる。
- 医療的ケアのできるホームへの要望もみられる。
- 地域で一人暮らしをしたいという障害者の希望は多いが、地域で住居を探す際に、文京区は家賃が高いことと、適当な物件がないとの意見が述べられた。

【課題】

- グループホーム・ケアホームや入所施設の整備による、安心した地域生活が可能となる生活基盤施設の充実。

○情報提供について

ITの利活用が、多くの人にとって生活の質の向上に役立つようになり、情報収集やコミュニケーションに不可欠なものとなってきています。その中で、視覚や聴覚など障害特性に応じた情報提供について、手話通訳や「文字を読む」等の従来から求められているサービスの充実のほか、様々に開発されるITの利用など多様な意見が出されています。

ヒアリング調査における情報提供についての主な意向と課題

【意向】

- 3障害を通じて必要な情報が十分にいき渡っていないとの意見が出された。区報、ホームページ、「障害者福祉のてびき」を知らないケースもある。
- 特に視覚障害者や聴覚障害者については、情報提供における人的なサポートなどを充実していくことが要望されている。
- 精神障害者の場合、施設に関わっていない在宅の障害者については、情報が限られており、病院など様々な機関を通じた福祉サービス情報の提供などを検討していくべきとの意見が出された。
- 区内で障害者手帳が利用できる施設や機関等の総合的な情報提供も望まれている。
- 重複障害者に対するサービス情報提供の充実が要望された。

【課題】

- 情報提供の充実と障害特性等を踏まえた適切な手段による情報提供

(2) 相談支援と権利擁護の充実

<相談支援の充実>

○地域自立支援協議会の充実

障害者の地域における自立した生活を支援していくため、地域自立支援協議会が設けられ、その下に相談支援、就労支援、権利擁護の3つの専門部会を設置し、支援の仕組み等地域の課題を検討しています。

平成24年度からは、地域自立支援協議会は障害者自立支援法に位置付けられ、障害者の地域生活を支えていく支援のエンジンとなっていきます。

○相談支援事業に対する当事者からの意見

高齢者福祉分野におけるケアマネジャーのようなキーパーソンとなりうる支援者が障害福祉分野では規定されておらず、関わるスタッフが多様でそれぞれ専門性を発揮しながら、ネットワークで連携して支援するという特徴があります。

また、障害の種類によっても、意見や要望の種類は異なっています。

ヒアリング調査における相談支援事業についての主な意向と課題

【意向】

- ・どこに相談したらいいか分からなかったり、情報が入手しにくかったりした。また、誰に相談すべきか迷ったりする。
- ・ワンストップ化について考える必要がある。
- ・知的障害者の相談は本人をよく知る人の継続した相談を望む声が強い。
- ・精神障害者には夜間相談の要望や保健師への期待も大きい。
- ・高齢者の制度のような地域包括支援センターやケアマネジャーがあるとよい。

【課題】

- 分かりやすい相談窓口とその充実。
- 相談機関の緊急時対応やアウトリーチ(潜在的なニーズに手を差し伸べ、利用実現を図る取組)等の機能強化

<権利擁護の充実>

○権利擁護事業の普及啓発

社会福祉協議会において、権利擁護事業を行っています。福祉サービスの利用に関する苦情の受付やサービスの利用援助などを行うほか、成年後見制度の普及啓発、利用促進を進めています。

また、平成22年度から社会福祉協議会として法人後見を行うなど、権利擁護の充実を図っています。

○障害者虐待防止法について

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行を視野に、虐待防止のための体制整備を行うとともに、障害者虐待防止センターの設置や、虐待防止のネットワークを構築していきます。あわせて、区民に対する周知や障害者施設の支援員への研修等により、啓発活動にも取り組んでいきます。

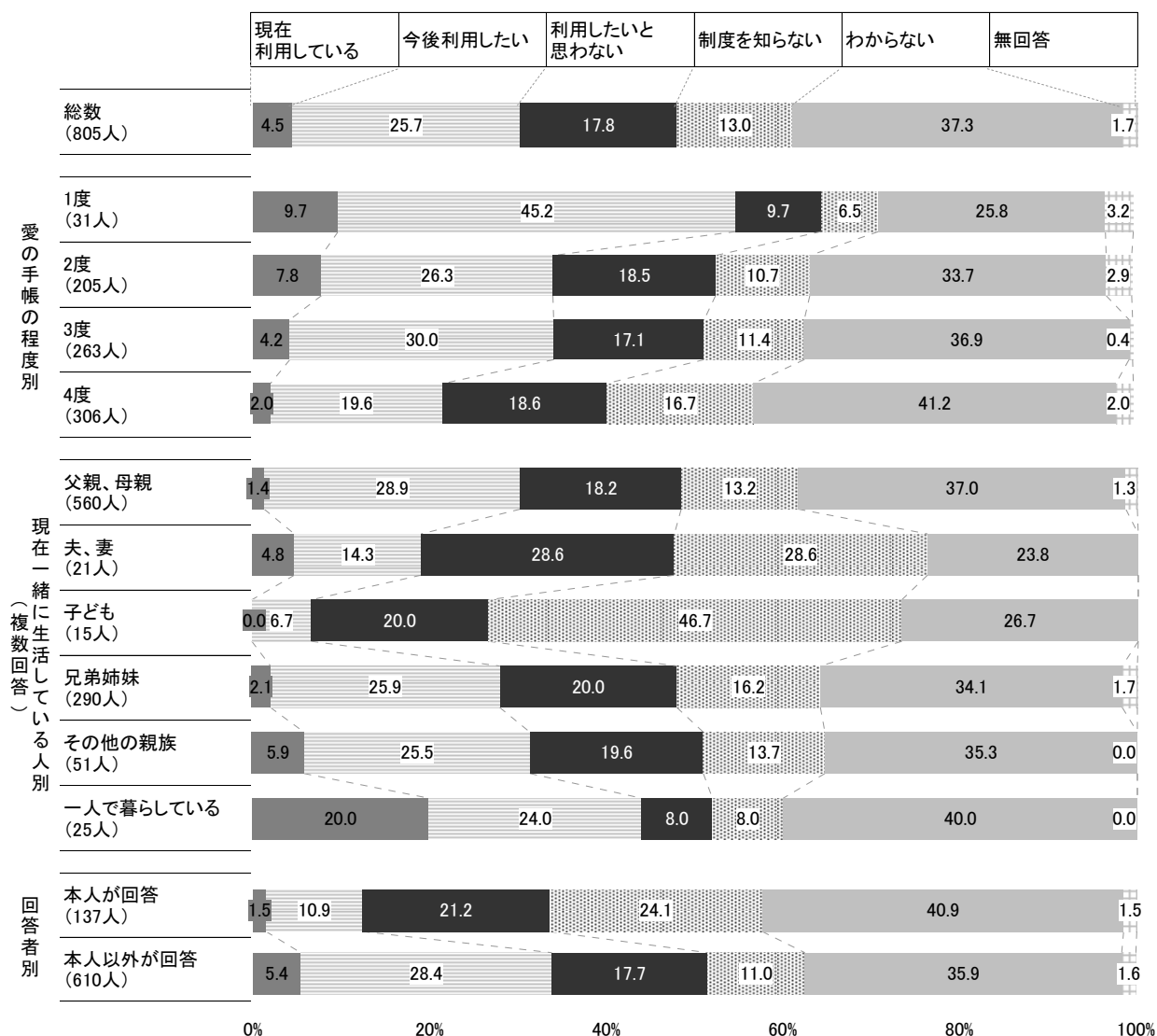
また、本人への虐待防止の啓発に加えて、養護者への周知啓発や支援についても、

施策を進めていく必要があります。

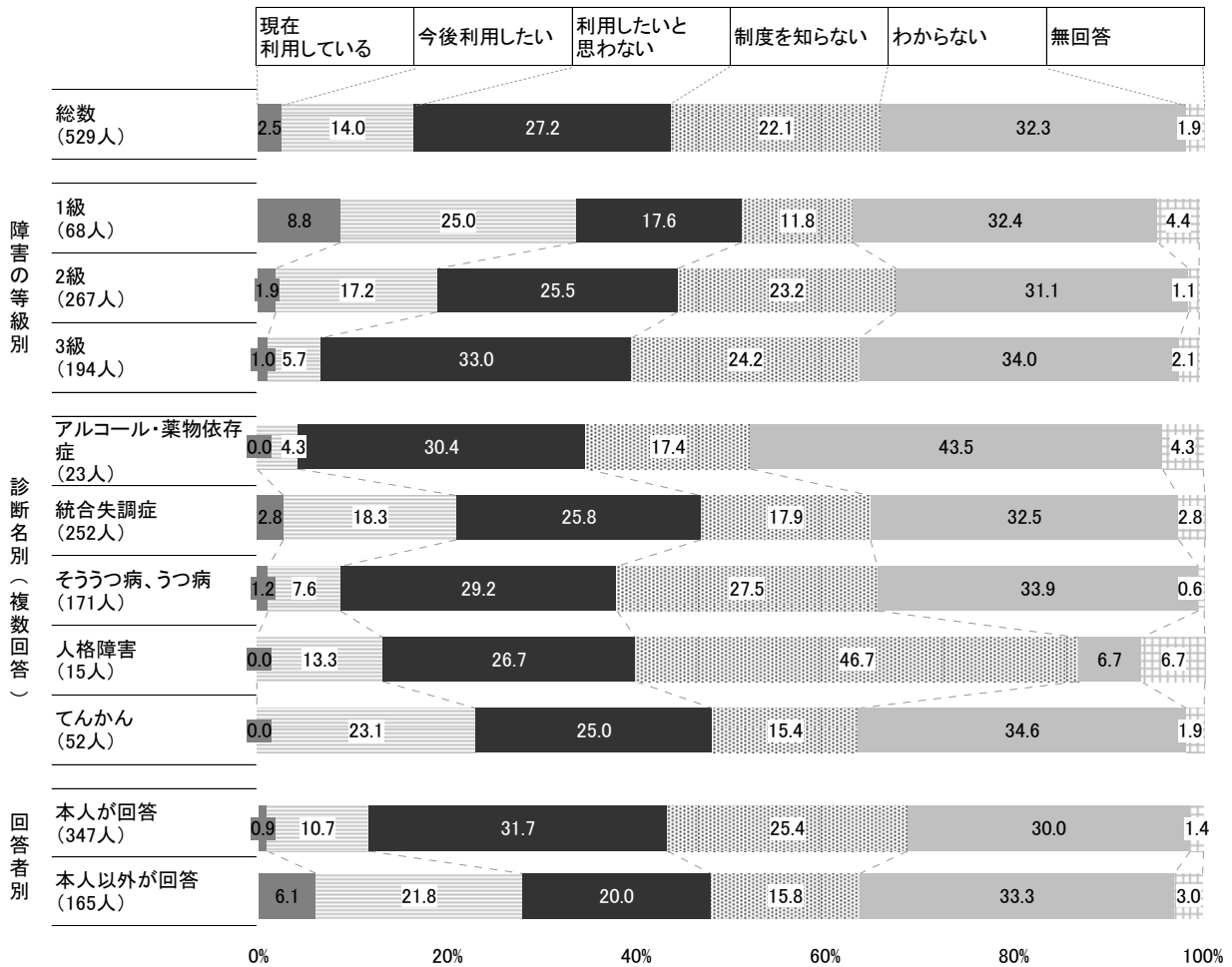
○都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

成年後見制度の利用意向については、「わからない」が知的障害者、精神障害者それぞれ37.3%、32.3%と割合が高くなっています。知的障害者では、本人が回答した利用意向よりも、本人以外の回答の方の利用意向が高い割合で出ています。

【図表 10: 成年後見制度の利用意向(知的障害者)】



【図表 11: 成年後見制度の利用意向(精神障害者)】



資料:平成 20 年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

ヒアリング調査における権利擁護事業についての主な意向と課題

【意向】

- 成年後見制度についての周知や学習機会の提供が必要との意見がある。
- 親なき後の第三者による成年後見も必要との意見が出された。
- 成年後見制度で対応できない場合の支援の充実の要望があった。

【課題】

- 成年後見制度等の周知、普及啓発、将来の安心に備えた地域生活の支援。

(3) 障害者が当たり前に働ける就労支援

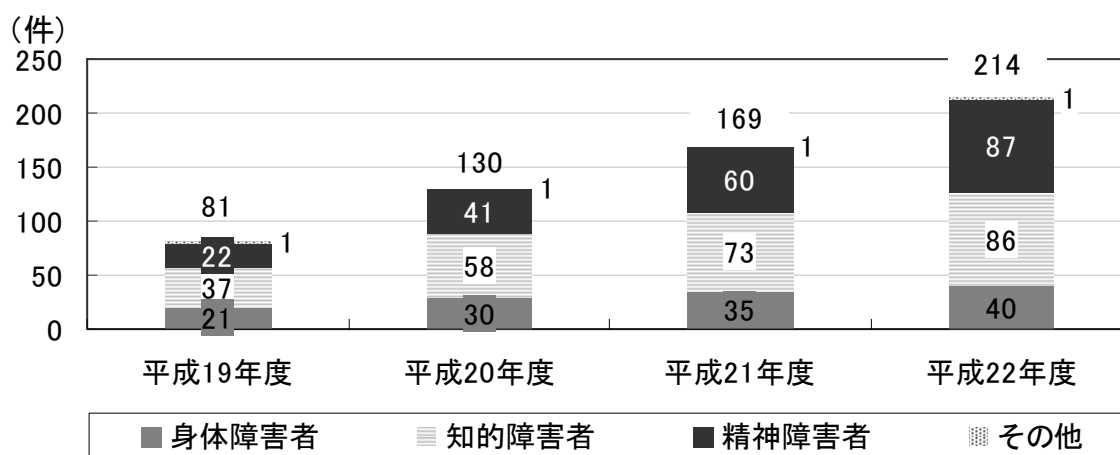
○就労支援センターの活動

平成19年に設置した障害者就労支援センターは、関係機関と連携を図り、一般就労の場の開拓をはじめ、総合的な就労支援を推進しています。就労支援センターへの登録者及び新規就労者ともに年々増えており、平成23年3月31日現在の登録者は214人になります。特に、最近では精神障害者の新規の登録や就労が増加しています。

○地域自立支援協議会就労支援専門部会等の動き

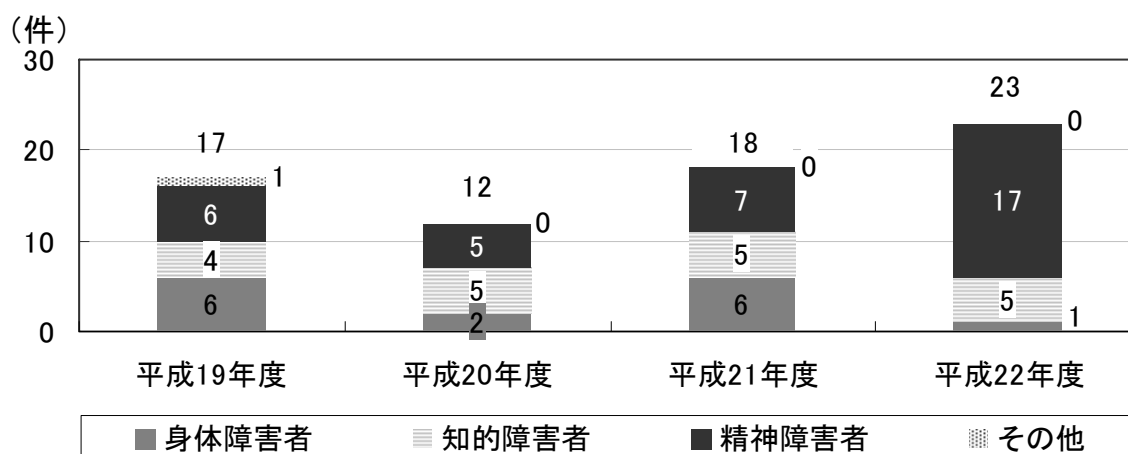
就労支援機関の連携については、従来から開催している就労支援連絡協議会に加え、平成21年度から地域自立支援協議会に就労支援専門部会を設置しています。この専門部会は、平成21年度は2回、平成22年度は4回開催し、現状の分析・課題に対する改善策の検討等取組を進めています。

【図表 12: 就労支援センター登録者数】



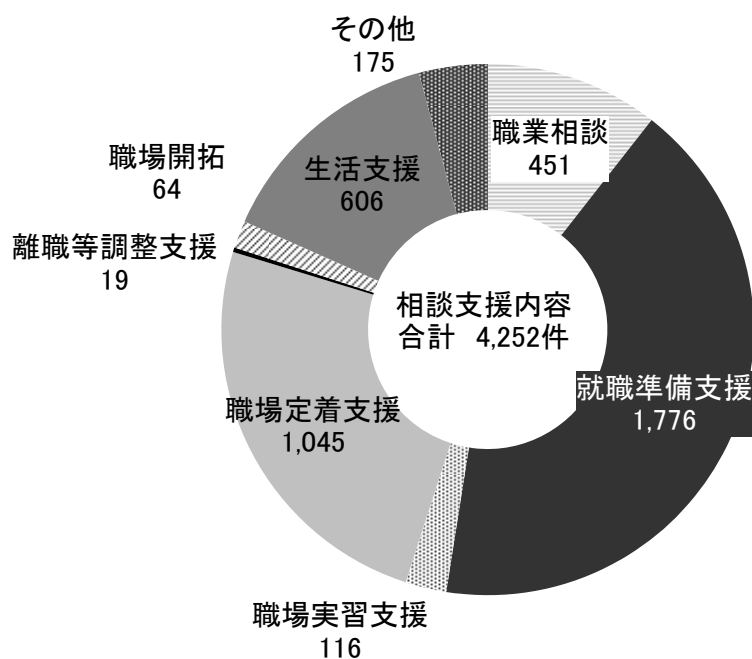
(各年度末現在)

【図表 13: 新規就労者数】



(各年度末現在)

【図表 14: 相談支援内容(平成 22 年度実績)】



ヒアリング調査における就労支援についての主な意向と課題

【意向】

- 就労の体験の場を増やしてほしい。シビックセンターの仕事を増やしてほしい。
- 地域の方と直接関われる仕事の場（パン屋、八百屋、レストラン等）がもっとあってほしい。
- 福祉作業所の工賃を上げてほしい。
- 在宅でできる就労支援を充実してほしい。

【課題】

- 障害者就労支援センター機能の充実と総合的な支援の強化
- 就労体験の場や多様な雇用の場の創出
- 福祉的就労における作業内容の充実等

(4)子どもの育ちと家庭の安心への支援

○障害児の数等について

平成23年4月現在、障害児の身体障害者手帳や愛の手帳の所持者は、既述のとおり310人です。(P10を参照)

障害児への支援は、乳幼児から年齢に応じた保健・子育て・教育・福祉等にわたりメニューも徐々に拡充しています。

ヒアリング調査における障害児についての主な意向と課題

【意向】

- 子どもの発達支援、早期の療育ができるように。
- 総合的な支援やアドバイスをしてくれるコーディネーターがいるとよい。
- 特別支援学級が近くにあるといい。地域との係りも持ちやすい
- 障害のある子どもに対する理解を深める取り組みをしてほしい。
- 放課後居場所の対象者の拡大や活動できる場があるとよい。

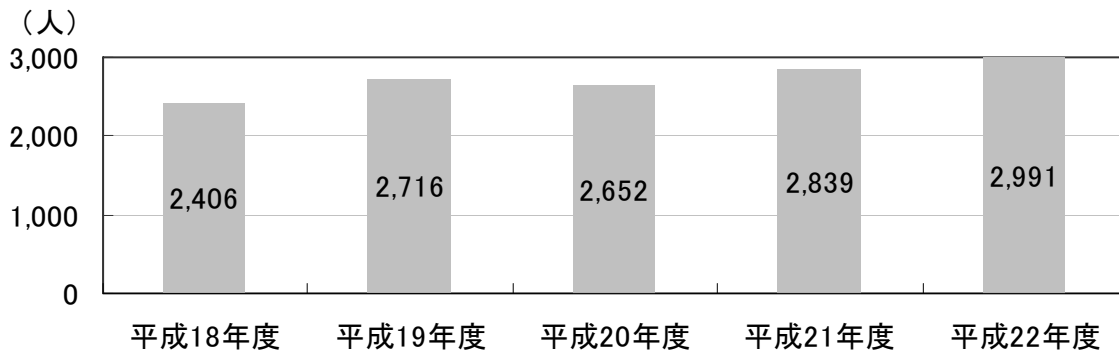
【課題】

- 障害の早期発見、早期療育及び成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援と関係機関のネットワーク整備。
- 障害の「有る無し」にかかわらず、ともに成長していくことのできる地域社会の推進。
- 子育てと仕事の両立を含む、障害のある子を持つ保護者への支援

○文京福祉センターの児童デイサービス事業「ひまわり園」

「ひまわり園」では、機能訓練や集団生活などへの適応能力の向上を図るための社会適応訓練などを行っています。就学前の幼児が対象で、週2回から4回の利用ができます。平成23年4月1日現在の登録者数は39人です。

【図表 15: 文京福祉センター児童デイサービス利用者数(延人数)の推移】

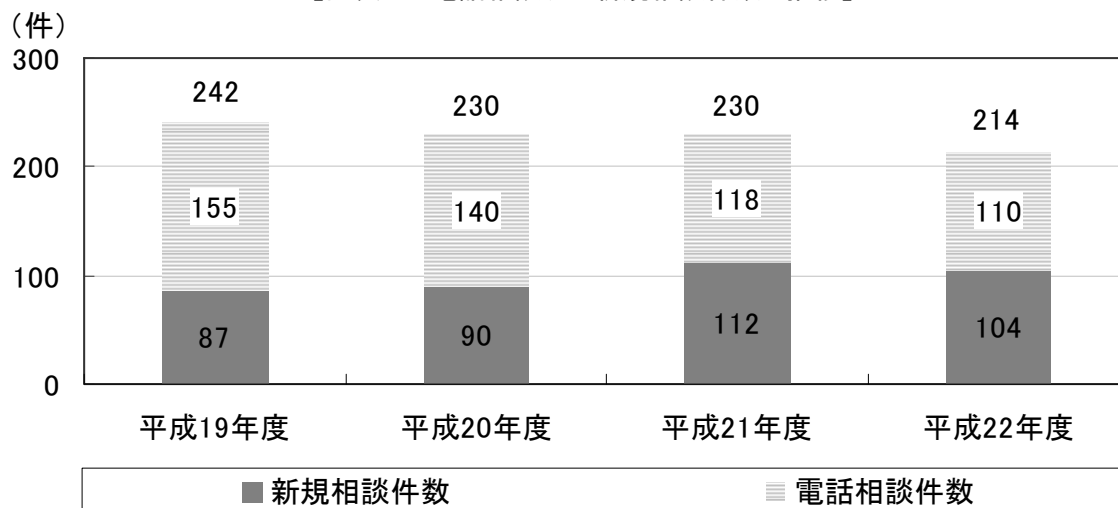


※平成18年10月からは、障害者自立支援法上の事業として実施しています。
 ※平成24年度より、児童福祉法上の事業になります。

○療育相談

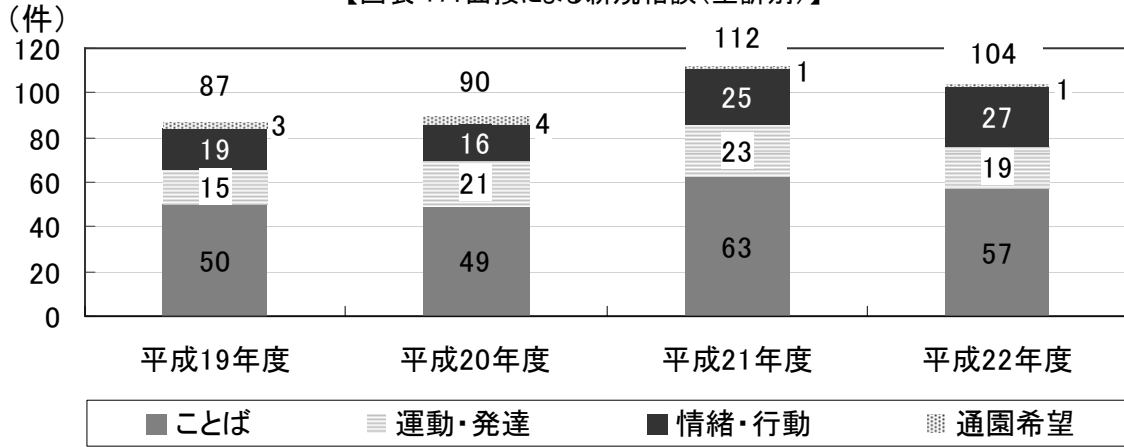
療育相談の件数は、平成22年度、電話相談が110件、新規相談が104件となっています。新規相談を主訴別で見ると、ことばの障害が過半数を占め、情緒・行動、運動・発達がこれに続いています。

【図表 16: 電話相談及び新規相談件数の推移】

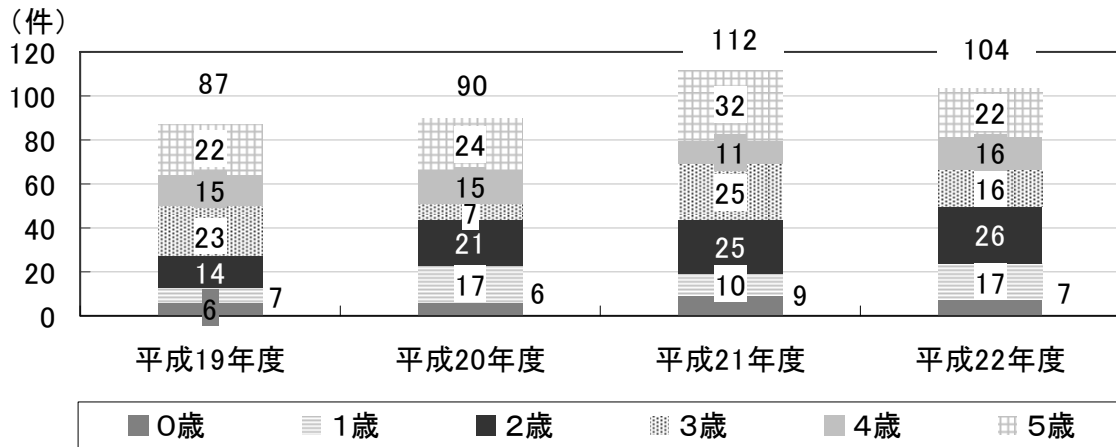


- 電話相談(随時受付): 電話等のみで終了になるもののほか、面接による相談につないだり、他機関を紹介することもあります。
- 新規相談(面接による相談・予約受付): 発達全般についてお子さんや保護者の方と一緒に面接して相談します。専門相談や指導への橋渡しを行います。

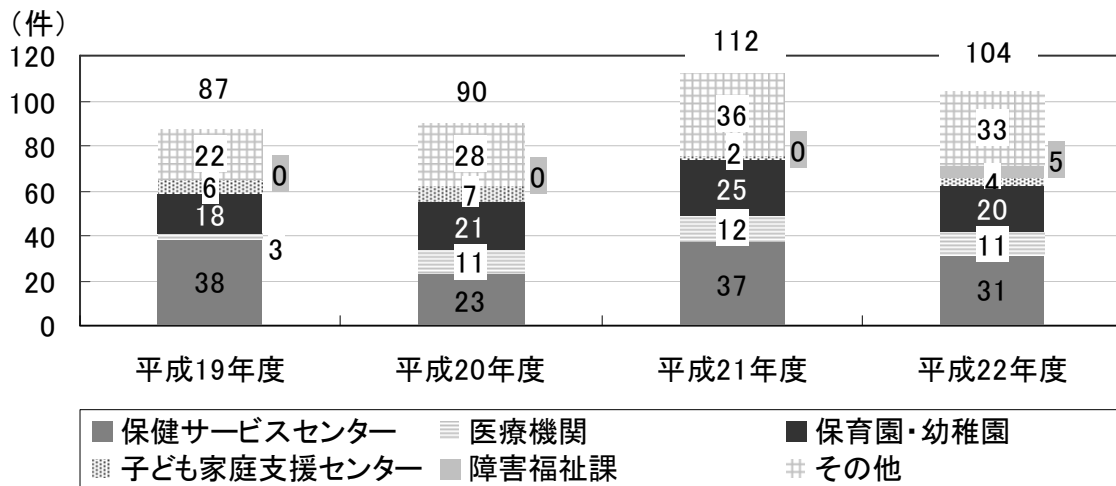
【図表 17: 面接による新規相談(主訴別)】



【図表 18: 面接による新規相談(年齢別)】



【図表 19: 面接による新規相談(紹介経路別)】



(5)ひとにやさしいまちづくりの推進

<福祉のまちづくりについて>

○まちと心のバリアフリーについて

文京区では区内の公共的施設、道路、公園等を中心に、福祉環境整備要綱や東京都福祉のまちづくり条例に基づいてまちのバリアフリー化を推進しています。

また、心のバリアフリーとしては、偏見や誤解を受けることなく社会参加ができるよう、「ふれあいの集い」等による交流を図るとともに、施設行事などを通じて障害者と地域住民等が触れ合う機会を促進しています。

ヒアリング調査における福祉のまちづくりについての主な意向と課題

【意向】

- 文京区は坂が多いので、歩道が広くないと事故に遇ってしまう。
- 自転車が放置され道をふさいでいて、通りにくい。
- 一般の人の障害に対する理解を推進してほしい。
- 日常生活の中で普通に障害者と関わっていけるまちづくりを。
- 社会的に活動する機会がなく、引きこもり気味。障害者が地域で心豊かに過ごせるような取り組みの充実をお願いしたい。

【課題】

- 公共的施設を中心に、歩道、公園等の一層のバリアフリー化。
- 偏見や誤解を受けない社会とするための心のバリアフリー。
- 障害者が地域や職場でその人らしく当たり前で生活できる環境整備。

○都の調査から 東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

「社会参加をする上で妨げになっていること」では、周りの人の障害者に対する理解不足をあげた方が、知的障害者では18.5%、精神障害者では22.9%と他の項目に比べて高い割合になっています。

【図表 20: 社会参加をする上で妨げになっていること(知的障害者)】

		総数	道路や駅などの表示が分らない	電車やバスなどを使った移動が不便	介助者がいない	情報がない	理解不足 周りの人の障害者に対する	拒否される 施設等の利用を	障害を理由に 施設等の利用を	適切な指導者が いない	仲間が行く 一緒に行かない	その他	特 に ない	無 回 答
総数		100.0 (805)	10.7	14.2	13.9	5.1	18.5	1.4	6.8	18.3	12.5	38.9	3.6	
愛の手帳の 程度別	1度	100.0 (31)	6.5	22.6	25.8	0.0	9.7	3.2	3.2	16.1	38.7	16.1	3.2	
	2度	100.0 (205)	15.1	22.4	23.4	2.4	23.9	3.4	11.2	12.2	18.5	25.9	5.4	
	3度	100.0 (263)	11.4	13.3	14.8	6.8	20.5	0.0	6.1	22.4	10.3	37.3	3.0	
	4度	100.0 (306)	7.5	8.5	5.6	5.9	14.1	1.0	4.9	19.0	7.8	51.3	2.9	
平日の 過ごした ところ別	自分の家	100.0 (154)	5.2	10.4	7.8	7.1	18.2	2.6	9.7	18.8	14.9	42.2	3.9	
	職場	100.0 (210)	6.2	5.2	3.3	4.3	13.3	-	3.3	16.2	7.6	56.7	2.4	
	通所施設(作業所・ デイケア等を含む)	100.0 (340)	14.4	19.7	22.1	5.0	24.1	1.5	8.8	20.9	10.6	29.7	2.6	
	入所施設	100.0 (83)	16.9	20.5	16.9	2.4	10.8	1.2	3.6	8.4	28.9	26.5	9.6	
平成15年度調査		100.0 (647)	11.4	17.9	22.1	9.1	23.5	2.2	12.7	24.4	12.5	-	26.9	

【図表 21: 社会参加をする上で妨げになっていること(精神障害者)】

		総数	経済的な理由	介助者がいない	情報がない	理解不足 周りの人の障害者に対する	拒否される 施設等の利用を	周障害を理由に 施設等の利用を	適切な相談相手 がいない	仲間が行く 一緒に行かない	その他	特 に ない	無 回 答
総数		100.0 (529)	24.6	4.0	11.0	22.9	2.6	10.0	15.7	16.1	33.6	2.8	
年齢階級別	29歳以下	100.0 (34)	20.6	0.0	17.6	38.2	5.9	8.8	26.5	8.8	26.5	0.0	
	30～39歳	100.0 (118)	30.5	5.1	16.1	29.7	1.7	8.5	22.9	16.9	24.6	3.4	
	40～49歳	100.0 (130)	28.5	3.8	9.2	24.6	3.8	13.1	17.7	18.5	28.5	3.1	
	50～59歳	100.0 (111)	27.9	0.9	8.1	22.5	1.8	10.8	10.8	18.0	36.0	0.9	
	60～69歳	100.0 (95)	16.8	5.3	12.6	10.5	2.1	11.6	8.4	11.6	42.1	6.3	
	70歳以上	100.0 (41)	7.3	7.3	0.0	14.6	2.4	0.0	9.8	17.1	56.1	0.0	
	65歳以上 (再掲)	100.0 (87)	13.8	8.0	5.7	12.6	1.1	8.0	9.2	11.5	49.4	4.6	
診断名別 (複数回答)	アルコール・ 薬物依存症	100.0 (23)	8.7	0.0	8.7	17.4	4.3	4.3	8.7	8.7	52.2	4.3	
	統合失調症	100.0 (252)	23.4	4.4	12.7	23.8	2.0	9.5	17.5	14.7	32.5	2.0	
	そううつ病、 うつ病	100.0 (171)	29.8	3.5	12.3	23.4	1.8	14.6	18.7	18.1	29.8	2.9	
	人格障害	100.0 (15)	26.7	0.0	13.3	26.7	6.7	13.3	13.3	26.7	40.0	0.0	
	てんかん	100.0 (52)	21.2	1.9	5.8	38.5	3.8	3.8	7.7	19.2	26.9	7.7	
	その他	100.0 (65)	28.2	7.1	12.9	15.3	3.5	11.8	15.3	18.8	31.8	3.5	
平成15年度調査		100.0 (529)	29.5	9.1	14.2	25.7	2.1	18.3	15.5	11.5	29.9	5.5	

資料:平成20年度東京都福祉保健基礎調査「障害者の生活実態」

<災害時の対応について>

○災害時の不安

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者やその家族は、一層の危機感を抱いています。このため、地域コミュニティの形成や近隣の支え合い等の重要性が改めて認識されています。

ヒアリング調査における災害対策についての主な意向と課題

【意向】

- 障害者施設等中心とした福祉避難場所の検討をしてほしい。
- 災害時要援護者名簿の登録内容、仕組み等を充実してほしい。
- 避難所をバリアフリー化し、避難所の設備を整え、ヘルパー派遣等の福祉サービスが受けられるようにしてほしい。
- 区のホームページから防災マップにアクセスするのが困難。
- 人工透析等の医療器具や薬の確保が心配である。
- 病気等による緊急時の対応については、3年前のインタビュー調査でも緊急時支援の強化、情報提供の必要性等の意見があり支援が求められている。

【課題】

- 障害者を地域社会で支え合う関係作りや障害者を包摂したコミュニティ形成と避難誘導する上で必要となる個人情報の把握と関係者での共有。
- 震災後の自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援。
- 災害時に障害者を支援する、医療スタッフ、ヘルパー等の人的支援や福祉用具等の対応。

第3節 重点課題



(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した社会生活を送るためには、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保され、障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう、サービス基盤を整備する必要があります。

このためには、グループホーム・ケアホーム、入所施設、ショートステイ等の施設整備を進めるとともに、障害者が安心して地域生活を継続できるよう、福祉サービスの拡充を図っていきます。

また、障害者の社会参加を促進するため、情報提供内容の充実と障害特性を踏まえた適切な提供方法により、情報バリアフリーを推進します。

(2) 相談支援と権利擁護の充実

障害者が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう、相談支援の一層の充実を図ります。わかりやすい相談窓口、総合的な相談支援、並びにアウトリーチ等の相談機能の強化を進めます。

また、地域自立支援協議会における、相談支援体制やネットワークの検討を踏まえ、相談支援体制等の不断の改善に取り組んでいきます。

あわせて、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制の構築等、さらに、障害者の人格が尊重され、自ら主体的に選択・自己決定ができるよう自立支援を推進します。

(3) 障害者が当たり前に行ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と能力に応じて働ける多様な雇用の場が必要です。雇用情勢の厳しい時期でも、障害者就労支援センターを中心に、関係機関と連携を図り、総合的な就労支援を推進していきます。

また、就労できる場の開拓や新たな仕組みの構築等によって、障害者の雇用の機会を拡大し、障害者が当たり前に行ける社会の実現を目指します。

さらに、福祉施設における就労についても工賃への配慮を含め、作業内容の充実を図り、障害特性や個性に配慮した就労支援を推進していきます。

(4)子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していく上で、障害の早期発見、早期療育、成長段階に応じた切れ目のない一貫した支援が重要です。そのためには、保健・医療・福祉・教育の専門的な対応を含む支援の充実を図るとともに、連携を強化し、障害のある子どもが、自分らしい生活を送れるよう支援していきます。

また、子育てに不安を感じる親の悩みに対し、専門家の活用等、一層の支援の充実を図り、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもをもつ保護者への支援を図ります。

なお、教育センターの建て替えに併せ、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の連携強化を図り、障害のある子どもへの一層の支援に取り組んでいきます。

(5)ひとにやさしいまちづくりの推進

だれもが安全で、快適な生活を送り、積極的に社会参加するためには、ハードとソフトが一体となったひとにやさしいまちづくりが必要です。ハード面では、区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザイン^{*}の考え方を取り入れた整備を推進します。ソフト面では、偏見や誤解を受けることのない社会とするために、障害のある人、ない人の出会いと交流の促進を図る等、心のバリアフリーを推進します。

また、障害者が、その特性に合わせた移動やコミュニケーションにより、地域社会等に参加することができるよう支援を充実します。

(6)災害対策と緊急事態に対する支援

東日本大震災後、区民の震災に対する意識が大きく変わり、災害弱者となりかねない障害者と家族は、危機意識を強めています。その中で、実行性のある支援をしていくためには、身近なコミュニティの役割が重要であり、互いに支えあう地域社会の形成が必要です。災害時には、障害者を的確に支援するため、災害時要援護者情報の充実や人的支援のネットワークを構築するとともに、震災後の避難については、福祉避難所を整備するほか、自宅避難者への支援と、避難所避難者双方への障害特性に配慮した支援の充実を図ります。

また、一方で、日常における障害特性に基づく心身の不調等による緊急事態に対する支援体制についても充実していきます。

^{*} ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

第4章 障害者計画の目標と体系

第1節 障害者計画の目標

障害者福祉は、障害者基本法の改正をはじめ、今後、想定される障害者自立支援法の廃止及び障害者総合福祉法の制定、さらに障害者権利条約の批准も視野に入れた、大きな転換期にあり、このような制度の変更に伴い、地域福祉や障害福祉サービスについても的確な対応が求められています。

障害のある人の個性やニーズにあった支援に努め、ライフステージが変わっても、連続した谷間のない支援を展開する必要があります。障害者がサービスを自らの選択により利用し、その人らしい生活を送ることが大切であり、そのための支援が重要となります。

ノーマライゼーションや合理的配慮の考え方を浸透させるとともに、すべての人が障害や障害者に対する理解を深め、障害者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、互いに支え合い喜びを分かち合えるインクルーシブな地域社会を実現していくため、重点課題を中心に必要な施策を展開していきます。

第2節 体系図

■凡例

中項目	小項目	就学前	就学後	卒業後／ 就職期	高齢期
1 安全で快適な 生活環境の 整備	(1) 文京区福祉環境整備要綱に基づく指導 地 2-1-1	→	→	→	→
	2 道のバリアフリーの推進 * 地 2-1-2	→	→	→	→

- ・無印：本計画内で進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・()付数字：進行管理の対象外の事業です。
- ・他の分野別計画との重掲載事業については、小項目の後に、計画の頭文字と項目番号（大中小項目の枝番号）を記載しています。
- （○-○-○）：本計画（障害者計画）で進行管理します。
- *：他の分野別計画で進行管理します。
- 地：地域福祉保健の推進計画
- 子：子育て支援計画
- 保：保健医療計画
- ☆：障害福祉計画で基本的指針に即すべき事項

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

1 自立に向けた地域生活への支援					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業後/ 就職期	高齢期
1 日常生活支援 サービスの充実	1 居宅介護(ホームヘルプ)☆				
	2 重度訪問介護☆				
	3 行動援護☆				
	4 重度障害者等包括支援☆				
	5 短期入所(ショートステイ)☆ (子 4-7-2)				
	6 療養介護☆				
	7 生活介護☆				
	8 施設入所支援☆				
	9 コミュニケーション支援事業☆				
	10 日常生活用具給付☆				
	11 訪問入浴サービス				
	12 日中短期入所事業☆				
	13 補装具の支給				
	14 緊急一時介護委託費助成 (子 4-7-3)				
	15 重度脳性まひ者介護				
	16 短期保護 (子 4-7-1)				
	(17) 福祉タクシー 子 4-7-7				
	(18) リフト付き福祉タクシーの運行				
	(19) 自動車燃料費助成				
	20 移動支援☆				
	(21) 福祉有償運送事業への支援 地 2-1-7				
	22 同行援護☆				
2 生活の場の 確保	(1) 障害者住宅の運営 子 4-7-9				
	2 障害者住み替え家賃助成 (子 4-7-11)				
	3 障害者住宅あっせん (子 4-7-10)				
	4 障害者入居支援				
	5 心身障害者(児)自立生活訓練施設				
	6 グループホーム・ケアホームの整備				
	7 共同生活介護(ケアホーム)☆				
	8 共同生活援助(グループホーム)☆				
	9 精神障害者グループホームの拡充				
	10 福祉センターの建替えに伴うサービスの充実				
	11 (仮称)新福祉センターの建設				
3 地域生活への移行	1 福祉施設入所者の地域生活への移行☆				
	2 入院中の精神障害者の地域生活への移行☆				
4 生活訓練の 機会の確保	1 精神障害回復途上者デイケア事業				
	2 地域活動支援センター☆				
	3 自立訓練(機能訓練・生活訓練)☆				
5 保健・医療 サービスの充実	1 自立支援医療				
	2 障害者・児歯科診療事業				
	3 精神保健相談・訪問指導 (保 2-3-1)				
6 情報提供の 充実	(1) 福祉サービス情報の提供				
	2 福祉サービス等の理解の促進				
	3 適切な媒体による情報提供の充実				
	4 ホームページでの情報提供の充実				
	5 情報のバリアフリーの推進				
7 経済的支援	(1) 福祉手当の支給 子 4-7-6				
	(2) 児童育成手当の支給 子 4-7-5				
	3 利用者負担の軽減				

第4章 障害者計画の目標と体系

2 相談支援と権利擁護の充実					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業後/ 就職期	高齢期
1 相談支援体制 の整備と充実	1 相談支援体制の構築				
	2 相談支援事業☆				
	3 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援) ☆				
	(4) 身体障害者相談員・知的障害者相談員				
	(5) 障害者地域自立生活支援センター				
	(6) 専門職の育成・研修				
	7 地域自立支援協議会の運営				
	8 基幹型支援センターの検討				
	9 障害者24時間安心相談・サポート事業				
2 権利擁護・ 成年後見等の 充実	1 あんしんサポート文京への支援 *地 3-1-1				
	2 成年後見制度の利用促進 *地 3-1-2				
	(3) 第三者評価制度の利用促進 地 3-1-3				
	(4) 福祉サービスに対する苦情申し立て・相談対応の充実 地 3-1-4				
	5 自立生活のための権利擁護システムの構築				
	6 障害者虐待防止対策支援事業				

3 障害者が当たり前になれる就労支援					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業後/ 就職期	高齢期
1 就労支援体制 の確立	1 就労支援センターの充実				
	2 就労支援ネットワークの構築・充実				
	3 障害者雇用の普及・啓発				
	4 就労支援者の育成				
	5 中小企業等障害者体験雇用助成事業				
2 就労継続への支援	1 就業先企業への支援				
	2 安定した就業生活への支援				
3 福祉施設等 での就労支援	1 福祉施設から一般就労への移行☆				
	2 就労移行支援☆				
	3 就労継続支援(A型・B型) ☆				
	4 福祉施設等での仕事の確保				
4 就労機会の拡大	1 区の業務における就労機会の拡大				
	2 地域雇用開拓促進事業				

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業後/ 就職期	高齢期
1 障害の 早期発見・ 早期療育	(1) 乳幼児健康診査	▶			
	2 発達健康診査	▶			
	(3) 経過観察健康診査	▶			
	4 療育相談の充実	▶			
	5 発達に関する情報の普及啓発	▶			
	(6) 子育て支援カウンセラー派遣の充実	▶			
2 相談支援の 充実	1 多様な支援機関の連携	▶	▶		
	2 継続支援体制の充実	▶	▶		
	3 専門的療育訓練	▶	▶		
	4 個別の支援計画の作成	▶	▶		
	5 専門家による巡回相談事業	▶	▶		
	6 (仮称)教育・発達相談窓口の設置	▶	▶		
	7 障害児相談支援事業	▶	▶		
3 乳幼児期・ 就学前の支援	1 児童発達支援事業	▶	▶		
	2 保育園障害児保育 (子 1-3-4)	▶	▶		
	3 幼稚園特別保育 (子 2-4-2)	▶	▶		
	4 就学前相談体制の充実	▶	▶		
4 学齢期の支援	1 総合教育相談の充実	▶	▶		
	2 特別支援教育の充実	▶	▶		
	3 特別支援子育て事業 (子 1-3-6)	▶	▶		
	4 育成室への障害児受入 (子 1-3-5)	▶	▶		
	5 バリアフリーパートナー運営 (子 2-4-4)	▶	▶		
	6 個に応じた指導の充実	▶	▶		
	7 放課後の居場所対策 (子 1-3-7)	▶	▶		
	8 交流及び共同学習支援員配置事業	▶	▶		
	9 特別支援教室専門指導員派遣事業	▶	▶		
	10 教育センターの建て替えに伴うサービスの充実	▶	▶		
	11 特別支援教育連携協議会専門家チームの運営	▶	▶		
	12 放課後等デイサービス	▶	▶		

第4章 障害者計画の目標と体系

5 ひとにやさしいまちづくりの推進					
中項目	小項目	就学前	就学後	卒業後/ 就職期	高齢期
1 安全で快適な 生活環境の 整備	(1) 文京区福祉環境整備要綱に基づく指導 地 2-1-1				
	2 道のバリアフリーの推進 * 地 2-1-2				
	(3) 地下鉄駅エレベーター等の整備 地 2-1-4				
	4 総合的自転車対策の推進 * 地 2-1-9				
	5 公園再整備事業 * 地 2-1-3				
	6 コミュニティバス運行 * 地 2-1-8				
2 防災・ 安全対策の 充実	1 災害時要援護者の支援体制の充実 * 地 3-4-1				
	2 災害時要援護者が避難できる場所の検討 * 地 3-4-2				
	3 避難所運営協議会運営支援 * 地 3-4-4				
	4 耐震診断費用助成事業 * 地 3-4-5				
	5 耐震改修促進事業 * 地 3-4-6				
	6 家具転倒防止器具設置費用助成 * 地 3-4-7				
	(7) 緊急通報システムの設置				
	(8) 火災安全システムの設置				
	(9) 心身障害者福祉電話事業				
3 ノーマライゼーション と合理的配慮の 理念の普及	1 障害及び障害者に対する理解の促進				
	2 情報のバリアフリーの推進 【再掲】1-6-5				
	3 適切な媒体による情報提供の充実 【再掲】1-6-3				
	4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」(地 2-2-5)				
	5 障害者事業を通じた地域交流 【再掲】5-4-1				
4 地域との交流と 文化活動の 促進	1 障害者事業を通じた地域交流				
	2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」 【再掲】5-3-4				
	(3) 障害者会館				
	(4) 心身障害者・児レクリエーション				
5 地域福祉の 担い手への 支援	1 ボランティア・市民活動センターへの支援 * 地 1-1-7				
	(2) 点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成				
	3 ふれあいいきいきサロン事業への支援 * 地 1-1-1				
	4 いきいきサービス事業(住民参加型在宅福祉サービス)の充実 * 地 1-1-1				
	5 ファミリー・サポート・センター事業 * 地 1-1-1				
	(6) 民生委員・児童委員協議会への支援と連携 地 1-1-2				
	(7) 話し合い員との連携 地 1-1-3				
	8 当事者及び家族の交流の支援				
	9 地域活動参加支援サイト * 地 1-1-6				

第5章 計画事業

1 自立に向けた地域生活への支援

計画の方針

障害のあるだれもが住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を送るためには、一人ひとりの障害者が、それぞれのニーズ、障害程度、生活環境等に応じた多様な支援を得られることが重要です。

そのために、日常生活を支援するサービスの充実を図るとともに、生活の場の確保や、的確な情報提供、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。

	就学前	就学後	卒業後／就職期	高齢期
自立に向けた地域生活への支援	1 日常生活支援サービスの充実			
	2 生活の場の確保			
	3 地域生活への移行			
	4 生活訓練の機会の確保			
	5 保健・医療サービスの充実			
	6 情報提供の充実			
	7 経済的支援			

第5章 計画事業

1-1 日常生活支援サービスの充実

障害者のだれもが住み慣れた地域で自立した社会生活を送れるよう、個別のニーズとライフステージに応じたサービスが質・量ともに確保されるよう充実を図ります。

【進行管理対象事業】

事業名	1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ） ☆				
目標	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で食事の介助等の身体介護、調理・掃除等の家事援助及び通院の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	◇身体介護 利用時間：12,447時間 利用者数：延880人	◇身体介護			
			24年度	25年度	26年度
		利用時間	15,217	16,802	18,552
		利用者数	1,100	1,214	1,341
	◇家事援助 利用時間：9,783時間 利用者数：延989人	◇家事援助			
			24年度	25年度	26年度
利用時間		12,051	13,306	14,691	
	利用者数	1,206	1,331	1,470	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-2 重度訪問介護 ☆				
目標	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用時間：64,721時間 利用者数：延249人		24年度	25年度	26年度
		利用時間	75,678	83,199	91,466
		利用者数	264	290	319
	対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○	

計画事業の表記について

- ・ 目標欄には事業趣旨・概要を表記し、可能なものは平成26年度又は平成26年度末の目標数値を表記しています。
- ・ ☆は、障害者自立支援法第87条に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）において、年度ごとの数値目標、必要量の見込みを定めることとされたものです。
- ・ ※は、用語の説明です。

事業名 1-1-3 行動援護 ☆					
目標	知的障害や精神障害により行動上著しい困難のある障害者・児が、行動するとき生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出介護等を行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	_____		24年度	25年度	26年度
			利用時間	756	756
		利用者数	12	12	12
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名 1-1-4 重度障害者等包括支援 ☆					
目標	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	_____		24年度	25年度	26年度
			利用時間	2,730	2,730
		利用者数	12	12	12
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名 1-1-5 短期入所 (ショートステイ) ☆					
目標	自宅で障害者・児を介護する人が病気や休養を要する場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	利用日数：延 1,608 日 利用者数：延 158 人		24年度	25年度	26年度
			利用日数	1,683	1,758
		利用者数	172	180	188
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

第5章 計画事業

事業名 1-1-6 療養介護 ☆					
目標	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行い、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用日数：延730日 利用者数：延24人		24年度	25年度	26年度
		利用日数	4,380	4,380	4,380
	利用者数	144	144	144	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名 1-1-7 生活介護 ☆					
目標	常に介護を必要とする障害者に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：113人		24年度	25年度	26年度
		利用者数	204	208	233
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名 1-1-8 施設入所支援 ☆					
目標	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：62人		24年度	25年度	26年度
		利用者数	114	116	118
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名 1-1-9 コミュニケーション支援事業 ☆					
目標	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	派遣回数：延524回		24年度	25年度	26年度
		派遣回数	573	579	585
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名 1-1-10 日常生活用具給付 ☆					
目標	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	実施件数：1,700件 利用者数：389人		24年度	25年度	26年度
		実施件数	1,942	2,035	2,133
22年度から利用者負担軽減措置で非課税世帯の利用者負担を無料とした。	利用者数	432	452	474	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名 1-1-11 訪問入浴サービス					
目標	入浴が困難な在宅で重度の身体障害者・児に、訪問による入浴の介護を行い、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用回数：延513回 利用者数：9人		24年度	25年度	26年度
		延利用回数	624	624	624
利用回数は原則週2回	利用者数	10	10	10	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

第5章 計画事業

事業名	1-1-12 日中短期入所事業 ☆				
目標	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用回数：延46回 利用者数：延14人 区独自事業で利便性の高い「短期保護サービス」の実施や、本事業の利用可能な事業所が少ないこと等により、想定を下回る利用状況になっていると思われる。		24年度	25年度	26年度
		利用回数	73	88	106
利用者数	28	33	38		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-13 補装具の支給				
目標	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具を支給又は修理することにより、自立した日常生活の促進を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	交付：157件 修理：114件 交付、修理とも計画件数を若干下回った。利用の多いものとしては補聴器、義肢・装具がある。		24年度	25年度	26年度
		交付件数	215	215	215
修理件数	127	127	127		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-14 緊急一時介護委託費助成				
目標	障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭等の理由により一時的に介護を行うことが困難となった場合に、家族等での介護委託に要した費用を助成し、在宅生活の支援を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：22人		24年度	25年度	26年度
		利用者数	25	25	25
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-15 重度脳性まひ者介護				
目標	脳性まひ等で身体障害者手帳1級を所持し、単独で屋外活動をすることが困難な障害者に、介護人を派遣し在宅生活の支援を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用世帯数：13世帯 利用回数：延1,872回		24年度	25年度	26年度
		利用世帯	15	15	15
原則、自立支援法の障害福祉サービス利用者は対象外	利用回数	2,160	2,160	2,160	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-1-16 短期保護				
目標	心身障害者・児の介護にあたっている家族が、疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担軽減を行う。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用時間数：延14,490時間 利用者数：延789人 文京藤の木荘、動坂福祉会館の2か所で実施。どちらも利用時間、利用者数ともに増加している。		24年度	25年度	26年度
		利用時間	16,431	17,252	18,114
利用者数	911	956	1,003		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-20 移動支援 ☆				
目標	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、必要なガイドヘルパーを派遣し外出のための支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用時間：延46,464時間 利用者数：延2,145人 利用時間、利用延人数とも増加している。また、サービス提供事業者も増加傾向にあり、利用者の選択肢が広がっている。		24年度	25年度	26年度
		利用時間	46,939	51,633	56,796
利用者数	2,153	2,369	2,606		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	1-1-22 同行援護 ☆				
目標	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	障害者自立支援法の改正により平成23年10月から実施（視覚障害者のための移動支援）		24年度	25年度	26年度
		利用時間	21,434	21,957	22,480
		利用者数	838	862	886
* 数値は延人数					
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

1-2 生活の場の確保

障害者が地域で自立して暮らしていくために、グループホーム・ケアホーム、入所施設等の整備を推進し、安心した地域生活ができるよう生活基盤施設等の充実を図ります。

【進行管理対象事業】

事業名	1-2-2 障害者住み替え家賃助成				
目標	取り壊し等による立ち退き要求又は住環境を改善するため、区内の民間賃貸住宅に住み替えをする場合に、従前家賃との差額等を助成することにより、障害者世帯（3障害）の居住の支援と安定を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	新規件数：4件 継続件数：1件		24年度	25年度	26年度
		新規件数	5	5	5
	20年度より住環境を改善するための転居を対象要件に加えて実施している。	継続件数	3	3	3
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名 1-2-3 障害者住宅あっせん						
目標	住宅に困窮する障害者世帯に、宅地建物取引業協会文京区支部の協力を得て民間賃貸住宅のあっせんを行うことにより、障害者世帯（3障害）の居住の支援と安定を図る。					
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）			
	◇住宅あっせん 申請件数：6件 成約件数：0件		◇住宅あっせん			
			24年度	25年度	26年度	
			申請件数	8	8	8
			成約件数	2	2	2
	◇住み替え相談会 開催回数：6回		◇住み替え相談会			
		24年度	25年度	26年度		
		開催回数	4	4	4	
障害者の希望条件に合致する物件は多くはないが、周知等に努め事業を実施していく。						
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

事業名 1-2-4 障害者入居支援						
目標	連帯保証人が確保できない等で住み替えの困難な障害者（3障害）に対し、民間保証会社や国、都の保証サービス等を提供するとともに、利用した費用の一部を助成することにより、入居時の不安解消や住み替えの円滑化を図る。					
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）			
	住み替えサポート：0件 家賃債務保証制度：0件 あんしん居住制度：0件		24年度	25年度	26年度	
			住み替えサポート	4	4	4
			あんしん居住制度	2	2	2
引き続き、サービスの周知等に努め事業を実施していく。						
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

第5章 計画事業

事業名 1-2-5 心身障害者自立生活訓練施設			
目標	心身障害者・児を保護し、過程に準ずる生活をしながら、地域社会の中で自立した生活ができるよう、日常生活の訓練や指導を行い、自立生活の支援を図る。		
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）
	文京藤の木荘、動坂福社会館の2か所で実施。22年度は、動坂福社会館で実人数2人、延19か月の実績があった。		引き続き、文京藤の木荘、動坂福社会館の2か所で実施していく。 定員 藤の木荘 2人 動坂福社会館 4人 平成27年度以降は、新福祉センターの開設に伴う施設整備を勘案し、本事業について検討していく。
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期
			○

事業名 1-2-6 グループホーム・ケアホームの整備				
目標	障害者が地域の中で、自立した生活を送れるよう、施設建設費の助成を行い、民間事業者誘致等による施設整備を促進する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
		24年度	25年度	26年度
	整備数	1	1	2
	定員数	6	6	12
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	
			○	

事業名 1-2-7 共同生活介護（ケアホーム） ☆				
目標	障害者が共同生活を行う住居において、食事や入浴等の介護や日常生活上の援助を行い、地域における自立した日常生活を支援する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	利用者数：31人	24年度	25年度	26年度
	利用者数	47	52	57
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	
			○	

事業名 1-2-8 共同生活援助（グループホーム） ☆					
目標	障害者が共同生活を行う住居において、日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：35人		24年度	25年度	26年度
		利用者数	49	58	72
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名 1-2-9 精神障害者グループホームの拡充					
目標	社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて、精神障害者グループホームを開所する際の借上費用など初期費用の助成を行い施設整備の推進を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	_____		24年度	25年度	26年度
		整備数	1	1	1
定員数	6	6	6		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名 1-2-10 福祉センターの建替えに伴うサービスの充実				
目標	福祉センターの建替えに伴い、施設入所支援や在宅障害者の家族の休養等を図る短期入所施設新設を始め、障害者相談支援事業、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労継続支援、障害のある中高生の放課後デイサービス事業（放課後の居場所対策）等についても充実を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	短期入所施設（ショートステイ）は、入所施設と合わせ、福祉センターの建て替えの中で整備することとしている。22年度は、「福祉センター等建物基本プラン」を策定し、建設基本設計・実施設計者及び障害者支援施設等の設置運営社会福祉法人の選定を行った。	主な整備内容（平成27年度）		
		○入所施設（40床）	○障害者相談支援事業[新]	○短期入所施設（10床）[新]
○自立訓練（20名）	○就労継続支援B型（10名）	○地域活動支援センター（10名）	○放課後の居場所対策（20名）	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

第5章 計画事業

事業名 1-2-11 (仮称) 新福祉センターの建設				
目標	平成 23 年度に基本設計・実施設計を行い、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて、建設工事を行います。竣工は、平成 27 年 1 月を予定しており、平成 27 年 4 月からの開設を目指す。			
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)	
	短期入所施設 (ショートステイ) は、入所施設と合わせ、福祉センターの建て替えの中で整備することとしている。22 年度は、「福祉センター等建物基本プラン」を策定し、建設基本設計・実施設計者及び障害者支援施設等の設置運営社会福祉法人の選定を行った。		平成 24 年度 建設工事着手 平成 26 年度 竣工 (予定)	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

1-3 地域生活への移行

障害者が自ら選んだ地域で安心して暮らしていけるよう、相談等の充実を図り、障害者の地域生活への移行や定着を支援します。

【進行管理対象事業】

事業名 1-3-1 福祉施設入所者の地域生活への移行 ☆					
目標	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。				
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)		
	移行者数：11 人 ※ 平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者のうちからの累計		24 年度	25 年度	26 年度
		移行者数 (累計)	14	17	21
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	1-3-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行 ☆			
目標	受け入れ条件が整えば退院可能な入院中の精神障害者が地域で自立した生活を送ることを可能にするため、住居及び通所訓練施設等の確保や相談体制の充実を含めた保健・医療・福祉サービスを実施し、地域生活への移行を支援する。 また、都や各関係機関との連携を強化し精神障害者の福祉の向上を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	医療機関と連携をとり、保健師及び地域活動支援センターが退院後の支援を行って来た。		23年度から開始したグループホーム開設助成事業及び地域生活安定化事業によりグループホーム・安定化事業実施施設を新設し、退院後の環境整備を行う。併せて保健所と地域活動支援センターで実施の相談支援体制を強化し、精神障害者の日常生活を支援する。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

1-4 生活訓練の機会の確保

障害者が地域で自立して暮らしていけるよう、障害者一人ひとりの障害等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行います。

【進行管理対象事業】

事業名	1-4-1 精神障害回復途上者デイケア事業				
目標	医療機関や区内精神障害者自立支援施設等との連携を強化して、事業を幅広く周知し新規利用者を増やすとともに、また訓練プログラムを充実させ、精神障害者の社会復帰を促進していく。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	実施回数：135回 参加人数：延1,325人		24年度	25年度	26年度
	利用者個別の目標設定と評価を行うとともに、生活技能訓練などのプログラムを実施し、精神障害者の社会復帰支援を強化している。		実施回数	135	135
		参加人数	1,600	1,600	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

第5章 計画事業

事業名 1-4-2 地域活動支援センター ☆					
目標	障害特性等に応じて、創作的活動の提供等を行うことにより、障害者の地域生活支援を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	設置数： 4か所 動坂福祉会館・文京福祉センター・あせび会支援センター、エナジーハウスで、障害特性等に応じた創作的活動の提供等を行い、障害者等の地域活動支援を図っている。 平成23年4月に5か所目となる、東京カリタスの家みんなの部屋作業室が開設した。		24年度	25年度	26年度
		設置数	5	5	5
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名 1-4-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ☆					
目標	文京福祉センター等で一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。 また、福祉センター建て替えに併せ、機能訓練・生活訓練をともに実施し、支援の充実を図る。（現福祉センターでは機能訓練のみ実施）				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：23人 ※ 機能訓練と生活訓練の合計		24年度	25年度	26年度
		機能訓練利用者数	13	14	16
生活訓練利用者数	10	11	12		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

1-5 保健・医療サービスの充実

障害者が地域で健康に暮らしていけるよう、医療費の負担軽減や歯科診療、精神面における相談等、必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

【進行管理対象事業】

事業名	1-5-1 自立支援医療			
目標	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行い、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	更生医療：申請・更新 124 件 育成医療：申請 11 件 認定 10 件 精神通院：申請・更新 1,712 件		心身の障害・疾患を除去・軽減するための医療について、自己負担額を軽減する公費負担医療制度を実施	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	1-5-2 障害者・児歯科診療事業				
目標	障害者・児を対象に、歯科治療のほか、各種相談、歯磨き指導、食生活指導、必要な予防措置、定期歯科健康診査等を行うとともに、高次医療機関や地域のかかりつけ医へ繋げる。（保健サービスセンター内歯科室で土曜日午後実施）				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数 21年度 延 190 人 22年度 延 227 人		24年度	25年度	26年度
			利用者数 300	300	300
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名 1-5-3 精神保健相談・訪問指導						
目標	精神科医・保健師による相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者、家族、区民に対し、予防から社会復帰まで総合的に支援する。					
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）			
	◇精神保健相談 実施回数：48回 延人数：延100人 ◇訪問指導 実人数：1,193人 延人数：3,855人		◇精神保健相談			
				24年度	25年度	26年度
			実施回数	48	48	48
			延人数	100	100	100
			◇訪問指導			
				24年度	25年度	26年度
	実人数	1,000	1,000	1,000		
	延人数	4,000	4,000	4,000		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期		
		○	○	○		

1-6 情報提供の充実

地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるよう、情報提供の充実と障害特性等を踏まえた適切な提供方法を図り、情報バリアフリーを推進します。

【進行管理対象事業】

事業名 1-6-2 障害福祉サービス等の理解の促進				
目標	障害者制度が目まぐるしく変わる中、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について、迅速・的確に情報を得ることができるよう、講座や勉強会等を実施するとともに、自発的な取組への支援を行う。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	障害福祉サービスに関する研修会や勉強会等への支援を実施してきた。制度改正等の国の動きや区における福祉センター建て替え等の取り組みについても周知に努めてきた。		○障害福祉制度やサービスに関する研修会等を実施すると共に、勉強会等への支援を行う。	
			○障害者団体等と協力し、制度改正など一層の周知と理解促進に努める。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-6-3 適切な媒体による情報提供の充実			
目標	障害の種別に合わせた、適切な媒体による情報提供の推進を行う。(音声コード※・デージー化※・点字化等)			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	福祉のてびき (点字・テープ・デージー)、わたしの便利帳 (デージー)		新技術の開発に注視し、有効性を勘案の上、適切な媒体により情報提供を推進していく。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

※ 音声コード：紙に掲載された情報を音声に変えることができるコードです。切手サイズで、専用読み取り装置により音声で内容を確認することができます。

※ デージー：専用の機械やパソコンにより、音声を再生することができるデジタル録音図書です。CD-ROMを主な記録媒体としています。

事業名	1-6-4 ホームページでの情報提供の充実			
目標	ホームページの情報に関する量・質の充実に努めるとともに、だれもが使いやすく情報が探しやすいよう整備を進める。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	制度改革等の迅速で適確な反映を行うなど、ホームページの適切な運用と情報の拡充を図っている。22年4月からは、心身障害者福祉のてびきをホームページにアップした。		提供する情報の量の充実に加えて、アクセシビリティ（利用のしやすさ）の向上に努め、だれにでも使いやすいホームページ作りを行い、情報のバリアフリーを推進する。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

事業名	1-6-5 情報のバリアフリーの推進			
目標	ICT（情報通信技術）の進展に対応し、障害者を含めた誰もがICTを利活用し、その恩恵を享受できるよう、情報バリアフリー関連施策を積極的に推進する。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	社会福祉協議会において、パソコン教室を開催している。21年度及び22年度はパソコン教室を開催し、それぞれ26人、29人が参加した。		○障害者パソコン支援ボランティア養成講座の実施※ ○パソコン教室、携帯電話教室の実施	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

※ 障害者パソコン支援ボランティア：障害者の情報バリアフリーを推進するため、パソコン操作や環境設定をサポートするボランティア

第5章 計画事業

1-7 経済的支援

障害福祉サービス等の利用者負担については、国の動向を踏まえ、適切に軽減等の検討をしていくとともに、手当等の周知徹底や充実、さらに財源の国等への要望など適切に行っていきます。

【進行管理対象事業】

事業名	1-7-3 利用者負担の軽減			
目標	障害福祉サービス等の利用者負担については、様々な軽減策を実施し、平成22年度から非課税世帯の負担を無料とした。平成24年4月からは障害者自立支援法の一部改正により利用者負担の見直しが行われる予定。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	障害福祉サービスに係る利用者の負担軽減措置として、22年4月から非課税世帯の、利用者負担が無料化された。あわせて、区が行う地域生活支援事業についても、非課税世帯については利用者負担を無料とした。また、福祉センター児童デイサービスや移動支援（36時間まで）サービス等の利用者負担等について、昨年度に引き続き無料とした。		平成25年8月からは障害者自立支援法に代わる障害者総合福祉法が施行され、利用者負担の仕組みも見直される予定であり、法改正を踏まえ、区としても適切に対応していく。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2 相談支援と権利擁護の充実

計画の方針

障害者やその家族が気軽に相談できる分かりやすい相談窓口の整備が必要です。

また、相談内容に応じ専門的、総合的、継続的な対応を行う多様な支援が求められており、地域自立支援協議会において、相談支援体制やネットワーク等の検討を進め、相談支援の充実を図っていきます。

あわせて、障害者の人権が尊重され、犯罪やトラブルに巻き込まれることなく地域で安心して生活していくことができるよう、成年後見制度の普及啓発や虐待防止体制等、権利擁護の推進を図ります。

	就学前	就学後	卒業後／就職期	高齢期
相談支援と権利擁護の充実				
	1 相談支援体制の整備と充実			
	2 権利擁護・成年後見等の充実			

第5章 計画事業

2-1 相談支援体制の整備と充実

障害者の自立した生活を支援していくため、相談機関の緊急時対応やアウトリーチ等の相談機能を強化し、相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みづくりを推進します。なお、子どもに関する分野の、連携強化や相談窓口及び特別支援教育については、後述する「4-2 相談支援の充実」(P69以降)、「4-4 学齢期の支援」(P75以降)も併せてご覧ください。

【進行管理対象事業】

事業名	2-1-1 相談支援体制の構築			
目標	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に応じ、専門的かつ総合的な相談支援が実施できる体制を構築する。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
	総合的な支援体制について、地域自立支援協議会では、課題を整理しながら望ましい相談支援体制や相談支援に係るネットワークについて、継続的に検討するとともに、福祉センターの建て替えの中でも、総合的な相談機能について検討を続けている。		総合的な支援体制について、地域自立支援協議会において引き続き検討を進める。 平成24年の法改正や27年の福祉センターにおける相談支援事業所の開設を視野に、また学齢期については特別支援教育との連携を図りながら、区の相談支援体制について総合的に検討し整備を図る。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-2 相談支援事業 ☆				
目標	<p>障害者・児やその家族からの相談に応じて、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行い、自立生活の促進を図る。</p> <p>また、法改正によるサービス等利用計画の対象者の拡大を踏まえ、段階的に計画作成数を増やすとともに、計画作成を担う「特定相談支援事業者」の育成を行う。</p>				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	<p>相談支援実施箇所数：6か所</p> <p>地域生活支援事業※における相談支援事業は、身体及び知的障害は障害福祉課、精神障害については保健サービスセンター（本郷支所を含む）、あせび会支援センター、エナジーハウスにおいて相談支援、情報提供、助言等を行っている。</p> <p>指定相談支援事業としては、文京槐の会、あせび会支援センター、トチギ介護センターが実施。</p>		24年度	25年度	26年度
		<p>特定相談支援事業者数</p> <p>サービス等利用計画作成数</p>	8	16	20
<p>82</p> <p>445</p> <p>995</p>					
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

※ 地域生活支援事業：障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、区市町村及び都道府県が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に行う事業

事業名	2-1-3 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ☆				
目標	<p>障害者支援施設に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保や新生活の準備支援、地域定着を図るための常時の連絡・サポート体制を整備し、地域移行の促進を図る。</p>				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
			24年度	25年度	26年度
		<p>地域移行支援利用者数</p> <p>地域定着支援利用者数</p>	5	6	7
51	76	101			
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

第5章 計画事業

事業名	2-1-7 地域自立支援協議会の運営				
目標	地域自立支援協議会は地域の障害福祉システムの検討を行う。この協議会の下に、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会を設置し、支援体制等協議を重ねている。平成24年度からは本協議会は障害者自立支援法の法内事業※とされており、障害者計画への関与など、一層の機能強化を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	地域自立支援協議会：2回開催		24年度	25年度	26年度
	相談支援専門部会：2回開催 就労支援専門部会：4回開催 権利擁護専門部会：2回開催		協議会回数 2	2	2
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

※ 法内事業：障害者自立支援法の改正により、既に区に設置されている地域自立支援協議会が法律上に規定された。

事業名	2-1-8 基幹相談支援センターの検討			
目標	3障害(身体障害・知的障害・精神障害)について総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターについては、地域自立支援協議会等において、区の相談支援体制の構築と併せて検討していく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-9 障害者24時間安心相談・サポート事業			
目標	障害者(身体・知的・精神)が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日を含め24時間緊急対応等を行うとともに、施設や病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

2-2 権利擁護・成年後見等の充実

障害者が住み慣れた地域で、自立した生活を安心して送るために、福祉サービスの利用支援、相談支援等の権利擁護事業の充実や成年後見制度の利用を促進します。

【進行管理対象事業】

事業名	2-2-1 あんしんサポート文京への支援 (地域福祉保健の推進計画 3-1-1 重複記載)				
目標	福祉サービス利用者に対する利用支援と苦情相談を一体的に実施する、権利擁護センター「あんしんサポート文京」との連携を強化し、福祉サービス利用援助事業や相談支援の充実を図る。また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携を図り、地域のネットワークを構築する。				
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)		
			24 年度	25 年度	26 年度
	・福祉サービス利用援助事業利用件数 19 件	福祉サービス利用援助事業利用件数	32 件	41 件	53 件
・財産保全管理サービス利用件数 44 件	財産保全管理サービス利用件数	51 件	59 件	69 件	
・法律相談利用件数 13 件	法律相談利用件数	24 件	36 件	48 件	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	2-2-2 成年後見制度の利用促進 (地域福祉保健の推進計画 3-1-2 重複記載)				
目標	あんしんサポート文京が実施する、成年後見制度に関する専門相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援することにより、援護を必要とする高齢者、障害者等の権利擁護を推進する。 また、講演会の開催等により、成年後見制度が適切に活用されるよう、制度に対する一層の理解と普及を図る。				
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)		
			24 年度	25 年度	26 年度
	・専門相談利用件数 34 件	専門相談利用件数	40 件	44 件	48 件
・法人後見受任件数 1 件	法人後見受任件数	11 件	18 件	27 件	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名				
2-2-5 自立生活のための権利擁護システムの構築				
目標	<p>地域自立支援協議会を中心として、障害者が自立して生活するために、権利擁護に関する相談体制や関係機関との連携、地域のネットワークづくりなどシステムの構築を行う。</p> <p>また、障害者本人や関係者が生活上のトラブルについての知識を広げ、権利擁護の制度を適切に利用することができるよう、障害者本人への啓発、学習支援、支援者の研修を行う。</p>			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	<p>地域自立支援協議会に、権利擁護専門部会を21年度より設置した。21年度は3回、22年度は2回の会議を開催し、権利侵害が予想される事例等について、検討を進めている。</p>		24年度	25年度
会議開催数		3	3	3
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

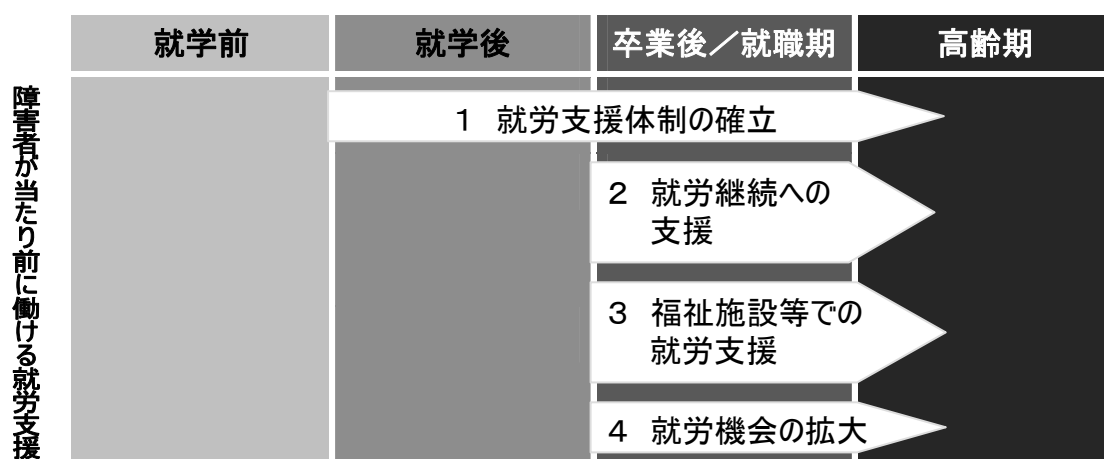
事業名				
2-2-6 障害者虐待防止対策支援事業				
目標	<p>障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターを設置し、虐待の防止や早期発見、障害者の安全確保と事実確認等の迅速な対応、その後の適切な支援を行うとともに、地域における関係機関の協力体制の整備等、支援体制の強化を図る。</p>			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	<p>_____</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止センターの設置 (平成24年10月～) ○障害者虐待防止連絡協議会の設置 ○障害者施設従事者等に向けた研修会の実施 ○区民向け講演会の実施 ○家庭訪問等個別支援 	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

3 障害者が当たり前に働ける就労支援

計画の方針

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者の意欲と障害特性に合った多様な雇用の場と就労後の定着支援が必要です。障害者就労支援センターではハローワークをはじめとした関係機関との連携を密にし、的確な就労支援を図り、障害者が安心して働き続けられるよう総合的な就労支援を推進するとともに、福祉施設における作業の充実について支援していきます。

また、地域自立支援協議会就労支援専門部会を中心に、障害者が就労できる場の開拓や仕組みを検討し、雇用の機会の拡大を推進します。



第5章 計画事業

3-1 就労支援体制の確立

障害者が当たり前に働き、地域において自立した生活ができるよう、就労支援体制を整備します。

【進行管理対象事業】

事業名	3-1-1 就労支援センターの充実				
目標	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について就労支援センターを中心に実施し、障害者の一般就労や就労定着の促進を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	就労継続者数：59人 22年度は地域開拓促進コーディネーターを配置し、支援員の増員を行った。新規就労支援や就労継続支援等の充実を図り、23人が新規に就労し、19年5月の就労支援センター事業開始後の新規就労者は70人となった。		24年度	25年度	26年度
		就労継続者	61	68	75
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
		○	○	○	

事業名	3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実			
目標	文京区障害者就労支援連絡会議等を活用し、就労支援や雇用の情報等の共有化を図り、福祉施設等からの就労や、就労した障害者を支えていく仕組みを確立していく。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	文京区障害者就労支援連絡会議※（年2回開催）に加え、地域自立支援協議会就労支援専門部会（年4回開催）において、現状の課題・改善策を検討するとともに、就労支援機関でのネットワーク構築について検討を進めた。		・文京区障害者就労支援連絡会議 年2回程度開催 ・地域自立支援協議会就労支援専門部会 年4回程度開催	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

※ 文京区障害者就労支援連絡会議：区内施設及び周辺特別支援学校、就労支援機関等にて構成し、定期的に障害者就労に関する情報交換等を行っている。

事業名	3-1-3 障害者雇用の普及・啓発			
目標	障害者の就労意欲の喚起や啓発を行う一方、企業に対しては、障害者雇用に関する情報提供や雇用の理解促進を図り、障害者が安心して働ける就労の機会拡大に取り組む。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	2月にハローワーク飯田橋と共催により企業の人事担当者を主な対象に「雇用促進セミナー」をシビックホール大ホールで開催し、知的・精神障害者の雇用促進に取り組んだ。参加者は、ハローワーク飯田橋管内の事業者を中心に743人だった。 また、3月開催予定であった「就労支援センター講演会」は、震災のため23年度早期に開催。		（企業向け） 「雇用促進セミナー」の開催（ハローワーク飯田橋と共催）等 （一般向け） 「就労支援センター講演会」等の開催	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

事業名	3-1-4 就労支援者の育成			
目標	障害者の企業等への一般就労を進めていくため、地域の福祉施設の職員等を対象に障害者就労支援技術等についての研修会を実施し、就労支援者の育成を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	区内施設職員等を対象に、「就労支援者研修会」を年5回開催した。講師は障害者雇用を行っている企業の担当者を中心に設定。企業対応の状況や障害者雇用の課題、その解決の過程などについて検討を行った。		「就労支援者研修会」 年5回程度開催 ・関係機関からの講演 ・企業等雇用者サイドからみた障害者雇用 ・事例検討会 等	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

第5章 計画事業

事業名	3-1-5 中小企業等障害者体験雇用助成事業				
目標	<p>これまで障害者雇用の経験がないか、現在雇用していない、区内の中小企業や商店等を対象に、体験雇用を実施した場合等に助成金を支給することで、障害者雇用の体験を奨励し、中小企業等での障害者雇用を促進する。 併せて、障害者の多様な職場体験の場を確保することとともに、地域での障害者理解の浸透を図る。</p>				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
			24年度	25年度	26年度
			体験雇用実施	16	16
		雇用開始企業	10	10	10
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○		

3-2 就労継続への支援

地域の福祉施設やハローワーク、障害者職業センター等の関係機関との連携を図るとともに、就業先の企業が障害者の雇用を継続し、就労している障害者が安心して働き続けられるよう支援します。企業等に積極的に出向き、障害の特性や個性の理解を促進し、職場での合理的配慮など、きめ細やかに連携をとり、障害者が働きやすい環境で安定して長く勤めていけるよう継続的なフォローをしていきます。

【進行管理対象事業】

事業名	3-2-1 就業先企業への支援				
目標	企業が雇用している障害者等について、企業からの相談や障害者が職場適応するための人的なサポートを行うなど、企業の不安感の払拭や適切な対応、環境整備などのアドバイスを行い就労の定着等を支援する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	障害者を雇用する企業等からの相談に対し、定期訪問や電話にて対応し、対象者本人及び家族との連絡調整や問題解決に努めた。		24年度	25年度	26年度
		企業支援	380	410	440
	対象企業	127	142	157	
	* 数値は延支援件数				
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	3-2-2 安定した就業生活への支援				
目標	定期的な職場への連絡・訪問や、就業している障害者が集まって情報交換や仲間づくりができる場や就業生活に必要な知識を得るための講座等の開催など、障害者が地域で安定して就業生活を送るための支援を推進する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	職場訪問による就業中の障害者の様子確認や電話や面談等で個別支援を実施。また、情報交換や仲間づくり、講座等を行う「たまり場」を11回開催。加えて、就業継続意欲向上を目的として、就労継続者を表彰する祝う会を4月に実施。		24年度	25年度	26年度
		職場定着支援	1,250	1,350	1,450
	* 数値は延支援件数				
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

第5章 計画事業

3-3 福祉施設等での就労支援

福祉施設から一般就労への移行を希望する人に、一定期間就労に必要な知識や能力の向上を図るとともに、一般企業への就労が困難な障害者に対して雇用機会の提供、販路の拡大等、就労支援の拡充を図ります。

【進行管理対象事業】

事業名	3-3-1 福祉施設から一般就労への移行 ☆				
目標	福祉施設を利用する障害者が自立した社会生活を営めるよう、必要な訓練を行い、一般就労へ移行することを推進する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	移行者数：8人 22年度は福祉施設及び精神障害者就労支援施設からの一般就労への就職者は8人だった。		24年度	25年度	26年度
		移行人数	8	9	10
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○		

事業名	3-3-2 就労移行支援 ☆				
目標	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、障害者の一般就労を促進する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：33人		24年度	25年度	26年度
		利用者数	42	42	49
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○		

事業名	3-3-3 就労継続支援（A型・B型） ☆				
目標	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	利用者数：111人 ※ A型とB型の合計		24年度	25年度	26年度
		A型利用者数	12	15	19
		B型利用者数	226	248	271
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名 3-3-4 福祉施設等での仕事の確保				
目標	福祉施設における利用者の工賃の増加を図るため、区や民間企業からの発注の増大や販路の拡大を図る。具体的には、区役所の業務を積極的に発注するとともに、アンテナスポット等を活用した販売の場を確保する。さらに、各施設が取組可能な新たな仕事の提案や民間企業等との連携、作業所間のネットワークづくり等を進めていく。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	Bunkyo アンテナスポットにて、「障害者施設自主製品販売会」を年3回（計24日）実施し、物品販売の機会を提供。また、工賃増加のための販路拡大について個別企業との橋渡しや、「ステージ・エコ」での出店調整などを行った。		24年度	25年度
販売会		30日	30日	30日
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

3-4 就労機会の拡大

障害者の働く場として、区の業務をはじめ、地域特性を生かした就業先の開拓等を行い、就労の機会の拡大を図ります。

【進行管理対象事業】

事業名 3-4-1 区の業務における就労機会の拡大				
目標	障害者の働く場を拡大するため、区の業務における就労の可能性や委託業務等の拡大の検討を行い、障害者の就労の機会の拡大や雇用の促進を図る。また、平成24年度から総合評価落札方式を試行し、障害者雇用が法定雇用率を達成している企業について、評価の加点を行う。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	区役所内において、障害者がシュレッダーやコピー等の業務を行うインターンシップ事業を実施（39日間、延122人参加）。 また、「障害者就労庁内検討会」の検討を踏まえ、平成23年度から就労促進事業（シュレッダー委託）の実施や、臨時職員として直接雇用の試行を行った（2人、8日間）。		○障害者の就業体験の機会となるインターンシップを継続実施。 ○委託業務拡大としての「就労促進事業」を進めていく。 ・シュレッダー業務の委託拡大 ○区の業務における障害者就労の可能性検討	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

第5章 計画事業

事業名 3-4-2 地域雇用開拓促進事業				
目標	<p>地域自立支援協議会就労支援専門部会で検討を進め、地域特性を生かした障害者雇用先の開拓に取り組む。区の特徴である多くの大学や寺社等へも協力を依頼し、取組を広げていく。</p> <p>また、地域開拓促進コーディネーター※による障害者施設利用者の一般就労への掘り起こしを促進していく。</p>			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	地域開拓促進コーディネーターによる施設への訪問等は延 33 回実施		<p>○雇用先の新規開拓 区内大学や寺社等への障害者の就労面の働きかけや障害者施設の受託拡大等の支援を行っていく。</p> <p>○障害者施設からの掘り起こし</p>	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
			○	

※ 地域開拓促進コーディネーター：施設等へ定期的に訪問し一般就労への積極的な掘り起こしを行うとともに、企業側へのアプローチも行う支援員。

4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

計画の方針

障害を早期に発見し、適切な支援を受けることができるよう、障害の早期発見・早期療育、発達障害※に関する支援の充実を図るため、関係機関との連携を強化します。

また、成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、仕事と子育ての両立を含む、障害のある子どもを持つ保護者への支援の充実を図ります。

さらに、教育センターの建て替えに併せ、福祉部門と教育部門の連携を強化することで多面的な支援の充実を図ります。

また、障害のある子どもも、ない子どもも共に成長していくことのできる思いやりにあふれた地域づくりを推進します。

	就学前	就学後	卒業後／就職期	高齢期
子どもの育ちと家庭の安心への支援	1 障害の早期発見・早期療育			
	2 相談支援の充実			
	3 乳幼児期・就学前の支援			
	4 学齢期の支援			

※発達障害：発達障害者支援法において、「発達障害」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

第5章 計画事業

4-1 障害の早期発見・早期療育

肢体不自由児・知的障害児・発達障害児にとって、障害の早期発見と早期療育が大切です。健康診査をはじめとした様々な機会を通じ、早期発見に努めると共に、療育相談との連携の充実を図ります。

【進行管理対象事業】

事業名	4-1-2 発達健康診査				
目標	運動発達の遅れや発達障害が疑われる乳幼児を対象に、専門医師による健診、保健師による保健指導を行い、子どもの発達の遅れを早期発見する。また、適切な療育につなげるため、福祉センターと連携して実施する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	受診総人数：148人 福祉センター紹介人数：16人		24年度	25年度	26年度
		実施回数	24	24	24
		受診者数	150	150	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○				

事業名	4-1-4 療育相談の充実			
目標	福祉センターにおいて、保健サービスセンター等の関係機関との連携により、発達に何らかの遅れ等のある乳幼児の早期相談、早期療育につなげる。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	22年度の新規相談件数は104件だった。23年度は他機関と連携を図り、相談・指導方法の工夫により増加する相談件数に対応していく。		引き続き、他機関との連携強化により療育相談を充実していくとともに、平成27年度の教育センターの建替えに向け、新設される教育・発達相談窓口の設置準備を行っていく。	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-1-5 発達に関する情報の普及啓発			
目標	子どもの発達に関する情報について、ホームページやパンフレットなど様々な方法で、保護者への普及啓発を行う。 また、子どもの発達に関する相談窓口や支援内容についての情報の周知を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	ホームページの内容を充実させるとともに、他の子育て支援策とのリンクを充実し、よりアクセスしやすい環境に整備した。		乳幼児発達支援連絡会の構成機関（福祉・教育・子育て・保健・医療等）とも連携して、子どもの発達に関する情報の普及啓発に努めていく。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○			

4-2 相談支援の充実

教育・福祉・保健・子育て等の連携を強化し、ライフステージを通じた相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みを検討していきます。その中でも、子どもに関する分野での、連携強化や相談窓口の設置を進めます。なお、障害者・児全般の相談については、「2-1 相談支援体制の整備と充実」（P54以降）に記載してあります。

【進行管理対象事業】

事業名	4-2-1 多様な支援機関の連携			
目標	乳幼児発達支援連絡会や特別支援教育連携協議会を通じ、教育、福祉、保健、子育て等の関係機関の連携を強化し、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支える支援を行う。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	教育指導課、教育センター、福祉センター、特別支援学校、学識経験者等で構成される特別支援教育連携協議会の設置準備を行った。		乳幼児発達支援連絡会と特別支援教育連携協議会の取組を進めるとともに、乳幼児期から学齢期にかけて、切れ目のない支援の体制を構築していく。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

第5章 計画事業

事業名 4-2-2 継続支援体制の充実				
目標	乳幼児から学齢期へ継続した支援をするため、「就学支援シート」の活用を図るとともに切れ目ない支援を行うための「個別支援ファイル」を作成し、療育歴や発育歴などの情報を成長段階に応じ的確に引継ぎ、一貫した支援を進める。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	就学支援ファイル、就学支援シートの活用・推進を図り、就学前の効果的な支援方法等を個別指導計画作成に活かす等支援の継続を図った。		「個別支援ファイル」を活用した連携体制を構築する。平成25年度より乳幼児発達支援連絡会等において検討予定。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名 4-2-3 専門的療育訓練					
目標	福祉センターにおいて、発達に何らかの遅れ等がある乳幼児を対象に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による専門訓練を実施する。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	22年度実績として、理学療法595回、作業療法541回、言語療法902回の専門的療育訓練を実施した。		24年度	25年度	26年度
		理学療法	672	672	672
		作業療法	546	546	546
言語療法		940	940	940	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○				

事業名 4-2-4 個別の支援計画の作成			
目標	<p>障害のある子どもを乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援をするため、学校や福祉センター、保育園、幼稚園、医療機関等の各機関が協力しながら「個別の支援計画」を作成する。</p> <p>支援計画作成のためのアセスメントの内容及び方法の検討を加え、支援計画の質の向上を図る。</p>		
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）
	<p>通常の学級における、特別な支援が必要な児童・生徒についても幅広く捉え、個別指導計画を作成する。</p> <p>保護者の理解を深めるとともに、学校・幼稚園が教育、医療、福祉等の関係諸機関と連携して、幼稚園から小・中学校まで一貫した支援を実施するために、個別の教育支援計画の作成に取り組んでいます。</p>		<p>特別な支援が必要な幼児・児童・生徒について幅広く捉え、個別指導計画の作成を推進する。</p> <p>乳幼児発達支援連絡会・文京区特別支援教育連携協議会との緊密な連携のもと、学校・幼稚園等が教育、医療、福祉等の関係諸機関と連携して、幼稚園・保育園等から小・中学校まで一貫した支援を実施するために、個別の教育支援計画の作成をしていく。</p>
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 高年齢期

事業名 4-2-5 専門家による巡回相談事業			
目標	<p>専門職員（心理職、作業療法士等）が保育園、幼稚園等を巡回し、職員や発達の遅れ等のある子及びその家族に対する支援を行うことにより、障害の早期発見・早期療育の充実を図る。</p> <p>また、臨床発達心理士を通常の学級に派遣し、特別な配慮を必要とする子どもへの支援と教職員の指導育成を図る。</p> <p>加えて、言語聴覚士等を特別支援学級に派遣することで、学齢期における療育的支援の充実を図る。</p>		
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）
	<p>○福祉センターの保育園への精神科医・臨床心理士等の派遣 14回</p> <p>○子育て支援カウンセラーによる巡回相談（幼稚園、保育園に各月1回）325回</p> <p>臨床発達心理士による巡回相談（小・中学校に各年4回）120回、育成室巡回相談（各年2回）102回。</p> <p>○言語聴覚士等専門家派遣事業 45回。</p>		<p>○発達支援巡回相談事業</p> <p>○臨床発達心理士による巡回相談</p> <p>○育成室巡回相談員派遣</p> <p>○言語聴覚士等派遣事業</p>
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 高年齢期

第5章 計画事業

事業名 4-2-6 (仮称) 教育・発達相談窓口の設置				
目標	様々な課題のある子どもや保護者が円滑に教育相談や療育の相談を利用できるように、子どもの発達や教育に関する相談窓口を整備する。			
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)	
	_____		平成 27 年度教育センターの建て替え時に整備。	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名 4-2-7 障害児相談支援事業						
目標	福祉センター等において、障害児通所支援事業の利用児を対象に、障害児支援利用計画等を作成し、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。					
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)			
	_____			24 年度	25 年度	26 年度
			障害児相談支援事業者数	1	1	3
		障害児支援利用計画作成数	60	70	150	
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○				

4-3 乳幼児期・就学前の支援

発育や発達に支援の必要がある乳幼児に対して、適切な療育や、保育園、幼稚園での個に応じた支援の充実を図るなど、子どもの健やかな成長を支援します。

また、一時保育、子育てひろば等の子育て施策においても、引き続き障害児を含めた子育て支援の取り組みを行っていきます。

【進行管理対象事業】

事業名	4-3-1 児童発達支援事業			
目標	福祉センター等において、障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	利用児数：延 476 人 ※ 児童デイサービス I 型		24年度	25年度
利用児数(延)		542	562	583
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名	4-3-2 保育園障害児保育			
目標	保育に欠ける児童のうち、心身の発達に遅れがあることなどにより保育の際に特別な配慮を要する児童に、個別指導計画に基づく集団保育を実施し、児童の発達促進を図る。 区立保育園 18 園で実施。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	心身の発達に遅れがあることなど によって、保育の際に特別な配慮を 要する児童を、22年度は 18 園にお いて 24 人の受け入れを行った。		24年度	25年度
実施保育園数		18	18	18
対象ライフ ステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名 4-3-3 幼稚園特別保育				
目標	<p>区立幼稚園において、特別な支援が必要な児童が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進していくことを目的として特別保育を実施する。</p> <p>支援が必要な園児の入園後の支援体制をより充実させることにより、就園後の園児の発達を促すとともに、その支援が小学校就学へとつながるシステムを整備する。</p>			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	<p>区立幼稚園における特別保育のための臨時職員及び非常勤講師を配置した。支援の充実を図るため、特別保育認定のほか、特別支援の認定を行い、個に応じた支援を図った。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の専門家チーム活用による幼稚園教諭等への指導助言 ・就学支援シートの周知及び活用推進 	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○			

事業名 4-3-4 就学前相談体制の充実				
目標	<p>特別な支援を必要とする児童・生徒の就学相談において、個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、就学相談委員会のさらなる円滑な運営を図る。</p> <p>また、小・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、福祉センターでの学校見学会への同行や卒園児の保護者を交えての就学説明会等のさらなる充実を図る。</p>			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	<p>就学相談員のほか、幼稚園OBの非常勤職員を増員し、就学前からの継続的相談体制の充実を図った。就学先の振り分けのためではなく、より個に応じた支援を判断できるよう、在籍校（園）における行動観察を導入する等、就学相談委員会の運営改善を図った。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児発達支援連絡会・特別支援教育連携協議会（専門家チーム）との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援の体制充実を図る。 	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○			

4-4 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの状況を適確に把握し、教育ニーズに合わせたきめ細かな教育的支援の充実を図ります。

また、障害児の放課後の居場所対策を推進するとともに、児童館、放課後全児童向け事業等の施策においても、引き続き障害児を含めた健全育成の取り組みを行っていきます。

【進行管理対象事業】

事業名	4-4-1 総合教育相談の充実					
目標	<p>各園・学校と総合教育相談の各機能の連携を深め、不登校対策、特別支援教育の充実を始めとし、幼児・児童・生徒の問題行動及び教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けた支援を効果的に行う。</p> <p>また、福祉センター、子ども家庭支援センター、保健サービスセンター等や特別支援教育連携協議会との連携を図りながら、効率的・効果的な支援を目指す。</p>					
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）			
	<p>「発達と障害」を主訴とした相談件数（総件数に占める割合）</p> <p>○教育相談室：2,640件（41.9%）</p> <p>○スクールカウンセラー： 小学校 432件（7.6%） 中学校 330件（5.1%）</p>		◇教育相談室			
				24年度	25年度	26年度
			相談件数	2,709	2,709	2,709
			◇スクールカウンセラー			
	24年度	25年度	26年度			
相談件数	756	756	756			
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期		
		○				

※ スクールカウンセラー：学校で児童、生徒、保護者、教師の相談にのる臨床心理士等の専門家

第5章 計画事業

事業名	4-4-2 特別支援教育の充実				
目標	特別な支援を必要とする児童・生徒が発達段階に応じた適切な教育を受けられるよう体制の整備を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	区立全小・中学校に特別支援教育支援員やバリアフリーパートナーを配置し、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を継続して行っている。 ◇特別支援教育支援員の配置 小学校：20人 中学校：10人		24年度	25年度	26年度
		小中学校	30校	30校	30校
	支援員数	30人	30人	30人	
	特別支援教育の推進に向けて、教員の指導力向上、区の支援体制の整備等を進めていく。 各学校に1人配置。				
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
		○			

※ バリアフリーパートナー：心身の発達に遅れがあるなど、学校教育の場で特別な支援を必要とする子供たちが、その持てる力を高め、学習上の困難を改善または克服できるようにサポートする学校ボランティア。

事業名	4-4-3 特別支援子育て事業			
目標	特別な支援を必要とする児童の放課後の居場所対策として、児童（小学生）を一時的に預かることにより、保護者の負担感の軽減及び社会参加を促進し、子育てを支援する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	区立林町小学校内において、特別支援子育て事業「ふれんど」を実施した。 各学校へのチラシ配布やホームページにより事業の周知を行った。 登録者数：18人 利用者数：延72人		事業の広報等により、登録者・利用者の拡大に努めるとともに、事業の在り方について検討していく。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名	4-4-4 育成室への障害児受入				
目標	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な障害のある児童に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。障害児保育補助の非常勤職員を配置し受け入れ環境を整えるとともに、指導員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。障害児育成室巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
			24年度	25年度	26年度
	心身の発達に遅れがあることなどによって、保育の際に特別な配慮を要する児童を、平成22年度は25室において受け入れを行った。		障害児受入を行う育成室数 27	28	29
		個別指導計画を作成する育成室数 27	28	29	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
		○			

事業名	4-4-5 バリアフリーパートナー運営			
目標	バリアフリーパートナーのレベルアップを図るとともに、円滑な運営が可能となるよう、大学等と連携して人材確保・質の向上に努める。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	区立幼稚園： 9園 区立小学校： 15校 区立中学校： 4校 特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりがニーズに応じた教育を受けられるよう、障害児支援について興味関心のある大学生や社会人等の協力を得て、児童・生徒へのサポートを行った。 バリアフリーパートナーに対し、NPO法人と連携してスキルアップのための研修を実施した。		特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりがニーズに応じた教育を受けられることができるようにするため、引き続き大学やNPO法人と連携し、バリアフリーパートナーの人材確保やさらなる質の向上を図るための研修等を実施する。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名 4-4-6 個に応じた指導の充実					
目標	通常の学級及び特別支援学級における障害のある児童・生徒に対する特別支援教育のよりよいあり方や指導の実際について研修を実施し、個に応じた指導の充実を図る。				
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）		
	通常の学級及び特別支援学級における支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施すると共に、特別支援教育支援員を配置し、個への対応の充実を図っている。 特別支援教育研修会：6回 コーディネーター研修：6回 コーディネーター養成研修：6回 全小・中学校に特別支援教育支援員（非常勤）を配置、研修実施：6回		24年度	25年度	26年度
		開催回数	21	21	21
		特別支援教育研修会：5回 コーディネーター研修：5回 コーディネーター養成研修：5回 全小・中学校に特別支援教育支援員（非常勤）を配置、研修実施：6回			
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
		○			

事業名 4-4-7 放課後の居場所対策				
目標	障害のある中・高校生の放課後の活動の場所を確保し、日常生活上の指導を行うとともに、余暇活動の充実及び障害児の家族の一時的な休息の支援を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	居場所数： 槐の会に委託し定員5人で実施。 平成23年7月より若駒の里で2箇所の事業開始。定員7人。		居場所数：2箇所 定員12人 平成27年度開設予定の新福祉センターにも整備予定。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名 4-4-8 交流及び共同学習支援員配置事業				
目標	区立小・中学校の固定制特別支援学級在籍の児童・生徒が、障害の状態や実態に応じて、通常の学級での学習や活動に参加できるよう、サポートのため、交流及び共同学習支援員を配置する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
			平成23年度からの新規事業。固定制特別支援学級在籍の児童・生徒が、障害の状態や実態に応じて、通常の学級との学習等に参加できるように、支援員と固定学級担任及び通常学級担任と連携し、学習の支援、健康・安全の確保、周囲の児童・生徒への理解の促進等の職務を担う。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○		

事業名 4-4-9 特別支援教室専門指導員派遣事業				
目標	通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援体制の充実のため、「特別支援教室」を設置したモデル校に指導員（教員免許をもつ専門指導員）を派遣し、適応状態の改善を図るための教育環境の整備を行う。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
			平成23年度から新規事業。特別支援教育のニーズが高い学校からモデル校5校を指定し、指導員を派遣。 通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の取出しによる専門的指導を行い、「特別支援教室」の運営を支援する。モデル校では「特別支援教室」の運営における指導内容・方法等について3年間研究し、検証を行う。	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○		

第5章 計画事業

事業名 4-4-10 教育センターの建替えに伴うサービスの充実				
目標	<p>教育センターの建て替えにより、学校支援センターとしての機能強化を図るとともに、乳幼児期から中高生年代までの子どもの健やかな育ちを支える拠点を整備する。</p> <p>施設整備に伴い、教育・発達相談窓口の新設、総合教育相談事業の充実、療育事業の拡充、関係機関の連携強化等によりサービスの充実を図る。</p>			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	<p>22年度は、新施設での事業内容や施設概要をまとめた「教育センター等建物基本プラン」を策定した。</p>		<p>教育センター建替えに伴うサービス拡充（平成27年度開設予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育・発達相談窓口の新設 ○療育事業の拡充 ○学齢期デイサービスの新設 ○総合教育相談事業の充実 ○関係機関の連携強化 	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

事業名 4-4-11 特別支援教育連携協議会専門家チームの運営														
目標	<p>相談員や特別支援学校・特別支援学級の教員、専門療法士など様々な専門家を教育相談コーディネーターの調整のもとで、特別支援教育連携協議会の専門家チームとして園、学校に派遣し、特別支援教育に係る支援を行う。</p>													
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）											
	<p>H23 特別支援教育連携協議会設置</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣回数</td> <td>80</td> <td>80</td> <td>80</td> </tr> <tr> <td colspan="4">幼稚園及び小中学校全校に派遣する</td> </tr> </tbody> </table>		24年度	25年度	26年度	派遣回数	80	80	80	幼稚園及び小中学校全校に派遣する		
	24年度	25年度	26年度											
派遣回数	80	80	80											
幼稚園及び小中学校全校に派遣する														
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期										
	○	○												

事業名 4-4-12 放課後等デイサービス				
目標	<p>学校通学中の障害児に対して、放課後等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進する。</p>			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	<p>—————</p>		<p>本サービスは、改正児童福祉法により新たに定められたものであり、その整備について検討していく。</p>	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
		○		

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

計画の方針

だれもが地域で安全に快適な生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、区内の公共的施設を中心に、歩道、公園等について、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、ひとにやさしいバリアフリーのまちづくりを推進します。

また、ハード面のバリアフリーだけでなく、あらゆる機会を通じて障害のある人への理解を促進するための啓発や福祉教育を推進し、偏見や誤解を受けることのない社会とするための取組みを進めます。

さらに、災害時・緊急時に対する支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、要援護者情報の充実や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いの重要性を勘案した地域づくりを進めます。

	就学前	就学後	卒業後／就職期	高齢期
ひとにやさしいまちづくりの推進	1 安全で快適な生活環境の整備			
	2 防災・安全対策の充実			
	3 ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及			
	4 地域との交流と文化活動の促進			
	5 地域福祉の担い手への支援			

第5章 計画事業

5-1 安全で快適な生活環境の整備

障害者、高齢者や子育て中の方などが安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から、自転車対策なども含めた環境整備を進めます。

【進行管理対象事業】

事業名	5-1-2 道のバリアフリーの推進 (地域福祉保健の推進計画 2-1-2 重複記載)					
目標	高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、平成12年度の現況調査により抽出した3,969か所について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。					
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)			
	整備件数：191件 (H13～H22累計 2,179件)		24年度	25年度	26年度	
			整備件数	200	200	200
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

事業名	5-1-4 総合的自転車対策の推進 (地域福祉保健の推進計画 2-1-9 重複記載)				
目標	NPO、地域団体等と協働しながら、自転車駐車場の整備、放置自転車の撤去、利用者のマナー向上等、総合的な自転車対策を実施する。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	NPO、地域団体等と協働しながら、自転車駐輪場2か所(千石南・護国寺駅西)を整備した。		歩行環境の改善のために、未整備駅2駅(御茶ノ水駅・新大塚駅)に自転車駐輪場の整備を行う。 なお、整備については、地域団体や民間団体と協働して行うとともに、民設民営方式も含めた検討を行う。		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名 5-1-5 公園再整備事業 (地域福祉保健の推進計画 2-1-3 重複記載)					
区内のすべての公園 43 園及び児童遊園 69 園について、障害者や高齢者など、だれもが安全・安心で快適に憩えるよう、毎年各 1 園ずつ再整備を行い、各園の状況に応じたバリアフリー化を推進する。					
目標	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)		
	・整備公園(児童遊園含む) 数 13 園 ・整備トイレ数 1 か所 ※旧「公園のバリアフリーの推進」「トイレのバリアフリーの推進(だれでもトイレづくり)」事業の 21~22 年度実績		24 年度	25 年度	26 年度
	公園再整備数	未実施	1	1	
	児童遊園再整備数	未実施	1	1	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期/就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名 5-1-6 コミュニティバス運行 (地域福祉保健の推進計画 2-1-8 重複記載)						
区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで、区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。						
目標	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)			
	◇千駄木・駒込ルート 一日当たりの平均利用者数 1,326 人		◇千駄木・駒込ルート			
			24 年度	25 年度	26 年度	
			利用者数	1,350	1,357	1,362
			◇目白台・小日向ルート			
			24 年度	25 年度	26 年度	
			利用者数	1,071	1,121	1,143
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期/就職期	高齢期		
	○	○	○	○		

5-2 防災・安全対策の充実

障害者の災害に対する備えと助け合う体制、障害者が安全を確保するため備えと助け合いを推進するなど、災害時要援護者への支援体制を整備するとともに、福祉避難所の設置など取組みを進めていきます。

【進行管理対象事業】

事業名	5-2-1 災害時要援護者の支援体制の充実 (地域福祉保健の推進計画 3-4-1 重複記載)			
目標	災害時に自らの身を守ることや避難することが困難な災害時要援護者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、区民防災組織、民生委員・児童委員等との連携をさらに強化するなど、支援体制の充実を図る。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-2-2 災害時要援護者が避難できる場所の検討 (地域福祉保健の推進計画 3-4-2 重複記載)			
目標	災害時要援護者が避難できる場所について、特別養護老人ホーム等の施設を対象として、具体的な検討を進めていく。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-2-3 避難所運営協議会の運営支援 (地域福祉保健の推進計画 3-4-4 重複記載)				
目標	<p>災害時に被災者の生活の場となる避難所が、その役割を十分に果たすことができるよう、地域住民等で構成する各避難所における避難所運営協議会の運営を支援し、自主運営体制の確立を目指す。</p> <p>また、各避難所運営協議会による、実践的な避難所運営訓練が定期的実施されるよう支援し、その取組を活性化させることにより、地域の防災力の向上を図る。</p>				
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)		
			24 年度	25 年度	26 年度
	避難所運営訓練等の実施 避難所数 11 か所		32 か所	32 か所	32 か所
			避難所運営訓練等の実施避難所数		
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

事業名	5-2-4 耐震診断費用助成事業 (地域福祉保健の推進計画 3-4-5 重複記載)				
目標	<p>建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を効率よく行えるよう、耐震診断の費用助成を行う。特に、高齢者・障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。</p>				
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)		
			24 年度	25 年度	26 年度
	助成件数 (木造建築物)	23 件	助成件数 (木造建築物)	101 件	101 件
	助成件数 (非木造建築物)	4 件	助成件数 (非木造建築物)	10 件	10 件
	助成件数 (分譲マンション)	2 件	助成件数 (分譲マンション)	5 件	5 件
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	5-2-5 耐震改修促進事業 (地域福祉保健の推進計画 3-4-6 重複記載)				
目標	<p>耐震診断の結果、耐震設計、耐震改修工事等が必要な住宅建築物について、設計や改修工事等の費用助成を行う。特に、高齢者・障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。</p>				
	実績 (22 年度末)		計画内容 (26 年度)		
			24 年度	25 年度	26 年度
	設計助成件数	13 件	設計助成件数	55 件	55 件
	耐震化助成件数	41 件	耐震化助成件数	75 件	75 件
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
			○	○	

事業名	5-2-6 家具転倒防止器具設置費用助成 (地域福祉保健の推進計画 3-4-7 重複記載)				
目標	災害時において、負傷の原因、避難や救出・救護の障害となる、家具の転倒や落下を防止するため、家具の転倒防止器具設置とその費用の一部助成を行い、自主的な防災への取組を促進する。				
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
	助成件数 45件		24年度	25年度	26年度
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	
		助成件数	100件	100件	100件

5-3 ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及

障害の有無にかかわらず、ともに住み慣れた地域で生活をするため、障害に対する正しい知識を広め、理解の促進を図ります。社会的な障壁や理解不足を解消していく取組を進めるとともに、合理的配慮の理念の普及に取り組みます。

【進行管理対象事業】

事業名	5-3-1 障害及び障害者に対する理解の促進 (心のバリアフリー)			
目標	障害や障害のある人に対して、基本的な理解を深め偏見や誤解がなく、自然に接することができるよう様々な機会を捉えて取り組む。			
	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)	
			障害や障害のある人について、子どもから大人まで理解を深める。 ○講演会の実施 ○パンフレット等を作成	
対象ライフステージ	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	5-3-4 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」			
目標	毎年12月3日～9日の「障害者週間」を記念して「ふれあいの集い」を開催し、区民が障害者に対する理解と認識を深める機会として、また障害のある人もない人もともにふれあう交流の場として、障害者（児）の作品の展示及び障害者スポーツのデモンストレーションを行う「ふれあいの集い」を開催する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	入場者数 3,184人 作品展示 1,876点		24年度 入場者数 3,600	25年度 3,700
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○

5-4 地域との交流と文化活動の促進

障害者週間記念事業や、各種の地域交流事業を通じて、障害者に対する理解を促進するとともに、障害者の文化活動の支援を行います。

【進行管理対象事業】

事業名	5-4-1 障害者事業を通じた地域交流			
目標	障害者・児と地域の交流を促し、日常生活を豊かにするとともに社会参加を促進するため、各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、ステージエコ参加、「福祉の店」さくらまつり等への出店など）や施設における祭り等を通じた様々な地域活動への参画を推進する。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	・心身障害者・児通所施設合同運動会 ・ステージエコ参加 ・「福祉の店」さくらまつり →東日本大震災の影響により中止 ・施設、事業所の祭り		・心身障害者・児通所施設合同運動会 ・ステージエコ参加 ・「福祉の店」さくらまつり ・施設、事業所の祭り等	
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○

5-5 地域福祉の担い手への支援

社会福祉法人やボランティア、民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような団体に対して、支援を行い、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながり作りを行い、暮らしやすい地域づくりを目指します。

【進行管理対象事業】

事業名	5-5-1 ボランティア・市民活動センターへの支援 (地域福祉保健の推進計画 1-1-7 重複記載)					
	<p>社会福祉協議会が設置するボランティア・市民活動センターに対する支援を通じて、ボランティア養成講座等を充実させ、地域の担い手の育成、福祉教育の充実、ボランティア情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図る。</p> <p>また、ボランティア・市民活動まつり、ボランティア連絡会の開催等により、NPO、学校・企業・個人ボランティア相互の交流を図り、ネットワークを強化する。</p> <p>さらに、災害時に災害ボランティアセンターが効果的に機能するよう、文京区災害ボランティアセンターマニュアルに基づく体制づくりを行う。</p>					
目標	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)			
			ボランティア・市民活動まつり			
			24年度	25年度	26年度	
	参加団体	67 団体	85 団体	85 団体	90 団体	
◆ボランティア・市民活動まつり ・参加団体 67 団体 ・利用登録団体 85 団体			利用登録団体	95 団体	100 団体	105 団体
			災害ボランティアセンター			
			24年度	25年度	26年度	
	登録スタッフ数	25人・団体	30人・団体	30人・団体	30人・団体	
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○		

事業名	5-5-3 ふれあいいきいきサロン事業への支援 (地域福祉保健の推進計画 1-1-1 重複記載)				
	<p>障害者や高齢者、子育て世代等の孤立や閉じこもりをなくし、地域の中で安心して暮らしていくことができるよう、だれもが参加できるサロン活動を支援する。</p>				
目標	実績 (22年度末)		計画内容 (26年度)		
			◇ふれあいいきいきサロン事業		
			24年度	25年度	26年度
	サロン数	67 か所	80 か所	82 か所	84 か所
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○	

事業名	5-5-4 いきいきサービス事業（住民参加型在宅福祉サービス）の充実 （地域福祉保健の推進計画 1-1-1 重複記載）			
目標	障害者や高齢者が、住み慣れた地域社会の中で充実した在宅生活が送れるよう、区民ニーズに応じたサービス提供の充実を図る。 また、協力会員の増加を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	◆いきいきサービス ・利用会員数 312人 ・協力会員数 145人		◇いきいきサービス 24年度 25年度 26年度 利用会員数 400人 450人 550人 協力会員数 200人 250人 300人	
対象ライフ ステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○

事業名	5-5-5 ファミリー・サポート・センター事業 （地域福祉保健の推進計画 1-1-1 重複記載）			
目標	子育ての援助を受けたい区民と子育ての援助を行いたい区民が会員となり、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする短期的、補助的な会員組織の相互扶助活動を行う。 提供会員の拡大のため、PRを行いながら引き続き実施する。 ・センター数 1か所			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	センター 1か所 会員数 提供会員：221人 依頼会員：1,897人 両方会員：35人 合計 2,153人		24年度 25年度 26年度 総会員数 センター数 1 1 1	
対象ライフ ステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○

事業名	5-5-8 当事者及び家族の交流の支援			
目標	当事者や家族が交流を広げ、情報を得また発信を行う機会を積極的に増やすため、グループ活動や講演会などを実施するための支援や相談に応じ、交流の場の確保等についてさらなる支援の充実を図る。			
	実績（22年度末）		計画内容（26年度）	
	当事者や家族が交流を広げる障害者団体へのバス借り上げ事業の助成や行楽地への日帰りバス旅行等を実施している。		24年度 25年度 26年度 助成等事業数 10 10 10	
対象ライフ ステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○

事業名	5-5-9 地域活動参加支援サイト (地域福祉保健の推進計画 1-1-6 重複記載)			
目標	区民等の地域活動への参加を促進するため、コミュニケーションを活発にする機能等を備えた、地域活動参加支援サイトを構築する。			
	実績 (22 年度末)	計画内容 (26 年度)		
	地域活動の情報発信の手段として、ウェブサイト「こらびっと文京」を NPO と協働で運営し、活動団体の支援を行った。あわせて、参加支援サイト構築のための検討を行った。	、ウェブサイトの特性について、調査・研究や検討を行い、地域活動情報発信のサイトである「こらびっと文京」に、相互交流などの機能を充実させる。		
対象ライフステージ	就学前 ○	就学後 ○	卒業期／就職期 ○	高齢期 ○